

別表1 エネルギー起源二酸化炭素に関する対策・施策の一覧

※個々の対策効果の排出削減量見込みを試算するに際し、対策評価指標以外の想定した要因とその計画策定時における見込み

具体的な対策	対策評価指標 (2008~2012年度見込み)	各主体ごとの対策	国の施策	地方公共団体が実施することが期待される施策例	対策効果					
					排出削減見込量	排出削減見込量の積算時に見込んだ前提※				
ア. 低炭素型の都市・地域構造や社会経済システムの形成										
A. 低炭素型の都市・地域デザイン										
○集約型・低炭素型都市構造の実現	2008	—	地方公共団体: まちづくりに関する事業の実施 都市計画制度の的確な運用	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地の整備・活性化等による都市機能の集積促進 ・まちづくりに関する事業の支援 ・都市計画制度による大規模集客施設に係る立地制限の強化等 ・CO2削減効果等を正確に把握し予測するための評価手法やガイドラインの検討 ・都市・地域総合交通戦略に基づく施策・事業の総合的支援 	(万t-CO2)	—				
	2009	—								
	2010	—								
	2011	—								
	2012	—								
	計画策定地域数 (単位:箇所)	20								
環境負荷の小さいまちづくり(コンパクトシティ)の実現	2008	20	地方公共団体・事業者・公共交通機関の整備・利用の拡大、未利用エネルギー・自然資源の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通利用促進、未利用エネルギー・自然資源の活用等の面的な対策について、CO2削減シミュレーションを通じた実効的なCO2削減計画の策定を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通の利用促進 ・新エネルギーの活用 ・緑地整備 	実効性のある面的な対策の計画的推進の効率化				
	2009	—								
	2010	—								
	2011	—								
	2012	—								

具体的な対策	対策評価指標 (2008~2012年度見込み)	各主体ごとの対策	国の施策	地方公共団体が実施することが期待される施策例	対策効果				
					排出削減見込量	排出削減見込量の積算時に見込んだ前提※			
地球温暖化対策に関する構造改革特区制度の活用	関係特区計画認定件数(件)	地方公共団体・規制の特例措置に係る提案、特区計画の認定申請、規制の特例措置を活用した事業展開 民間事業者等：規制の特例措置に係る提案、規制の特例措置を活用した事業展開	○規制の特例措置に係る提案 毎年2回、春と秋に1か月間を「特区、規制改革集中受付月間」とし、特区における規制の特例措置の提案及び全国で実施すべき規制改革の要望を同時に受け付ける。 提案の受付と同時期に、国の職員が各地に出向き、制度の内容や提案方法等の説明を行うとともに、各地の民間企業、NPO法人、地方公共団体等からの具体的な提案・要望に係る個別の相談会を行う「キャラバン」を実施し、提案の掘り起しが進む。 ○特区計画の認定申請 原則として毎年3回、5月、9月及び1月を目途に特区計画の認定申請を受け付けていく。	○規制の特例措置を活用した事業展開に向けた関係機関等との協議の場の設置 ○規制の特例措置を活用した事業展開のための周辺住民に対する周知などの環境整備	(万t-CO2)	○排出削減見込量の積算については、各省庁等が構造改革特区を活用する施策に係る積算をとりまとめ、各施策の削減見込量の合算値をもって充てる。 このため、構造改革特区の活用の推進に係る排出削減見込量の積算は(再掲)となる。 ○以下の特例措置については、構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会において、平成20年度に全国展開に向けた評価が行われることとなっている。この評価において、全国展開が決定され、特例措置を活用している特区計画が取り消された場合は、特例措置と同様の事業を新たに実施するところについては把握できないことから、規制省庁のみで計上されることとなる。			
	2008 2				2008 5.3				
	2009 2				2009 5.3				
	2010 2				2010 5.3				
	2011 2				2011 5.3				
	2012 2				2012 5.3				
「地域の地球温暖化対策推進プログラム」の策定	—	地方公共団体：プログラムに掲載された施策を活用した地域再生計画の認定申請 事業者、消費者等の地域の関係者：地域再生計画に沿った温室効果ガスの削減に向けた取組の推進	地域の創意工夫を活かした温室効果ガスの排出削減に向けた主体的な取組を後押しする各府省庁の施策を体系化した「地域の地球温暖化対策推進プログラム」に基づく地域の取組を支援。	プログラムに掲載された施策を活用した地域再生計画の策定と実施	(万t-CO2)				
	2008				2008 —				
	2009				2009 —				
	2010				2010 —				
	2011				2011 —				
	2012				2012 —				
○街区・地区レベルにおける対策									
○エネルギーの面的な利用の推進									
エネルギーの面的な利用の促進	<面的に利用することによる効率化(「新エネルギー対策の推進」、「コーポレーション・燃料電池の導入促進等」、「業務用高効率空調機の普及」等の一部を含む)>	事業者： ・需要家ニーズに合致した事業の推進 ・高効率機器の導入による効率性の向上などの推進 ・導入マニュアルの策定 ・システム効率の向上など技術開発の推進 ・導入システムのエネルギー効率、環境性等に関する検証の推進	・委員会の設置による推進の枠組みづくり ・先導的モデル事業の推進 ・導入マニュアルの策定 ・環境整備の推進 ・低利融資制度、補助制度などによる支援の実施	・都市計画制度を活用したエネルギーの面的な利用の推進	・面的に利用することによる効率化(「新エネルギー対策の推進」、「コーポレーション・燃料電池の導入促進等」、「業務用高効率空調機の普及」等の一部を含む				

具体的な対策	対策評価指標 (2008~2012年度見込み)	各主体ごとの対策	国の施策	地方公共団体が実施することが期待される施策例	対策効果				
					排出削減見込量	排出削減見込量の積算時に見込んだ前提※			
○各主体の個々の垣根を越えた取組									
地域レベルでのテナントビル等に対する温暖化対策の推進	<「建築物の省エネ性能の向上」、「エネルギー管理システムの普及」の内数>	ビルオーナー、テナント等:連携した取組を推進	・ビルオーナーとテナント等の連携を支援するモデル事業の実施	・地域協議会を活用した優良事例の公表、相談窓口の設置 ・中小企業支援制度	・「建築物の省エネ性能の向上」、「エネルギー管理システムの普及」の内数				
○緑化等ヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた都市の低炭素化									
緑化等ヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた都市の低炭素化	屋上緑化面積 (ha)	民間事業者:ヒートアイランド対策及びCO2排出量削減に資する対策事業の実施	クールシティ中枢街区パイロット事業による民間事業への補助 緑地環境整備総合支援事業による民間事業への間接補助 緑化施設整備計画認定制度による税制優遇措置		(万t-CO2)	積算時に見込んだ前提 ○屋上緑化普及面積 ・全国 52ha(2002年度時点)、105ha(2004年度時点)、160ha(2006年度時点)			
	2008 73				2008 0.3~1.4	○電力のCO2排出原単位 ・0.425[kg-CO2/kWh](本基準値)			
	2009 98				2009 0.4~1.8				
	2010 123				2010 0.5~2.3				
	2011 149				2011 0.6~2.8				
	2012 174				2012 0.7~3.2	ヒートアイランド対策技術は複数あるが、屋上緑化以外はCO2の排出削減効果についての知見等が不足していることにより、屋上緑化の普及による排出削減見込量を算出した。			
○住宅の長寿命化の取組									
ア. 低炭素型の都市・地域構造や社会経済システムの形成									
B. 低炭素型交通・物流体系のデザイン									
○低炭素型交通システムの構築									
○低炭素型物流体系の形成									

具体的な対策	対策評価指標 (2008~2012年度見込み)	各主体ごとの対策	国の施策	地方公共団体が実施することが期待される施策例	対策効果					
					排出削減見込量	排出削減見込量の積算時に見込んだ前提※				
イ. 部門別(産業・民生・運輸等)の対策・施策										
A. 産業部門(製造事業者等)の取組										
(a) 産業界における自主行動計画の推進・強化										
○産業界における自主行動計画の推進・強化(産業部門の業種)										
自主行動計画の着実な実施と評価・検証	日本経団連及び個別業種の自主行動計画の透明性、信頼性、目標達成の蓋然性を向上させる観点からの適切な政府による厳格な評価・検証の実施	(日本経団連、各業種) 自主行動計画の着実な実施による、エネルギー消費原単位の向上等の排出量を抑制する努力と、その目標達成 (日本経団連) 加盟業種・会員企業の本社等、オフィスにおけるCO2排出削減目標を包括的・業種横断的に設定。会員企業の社員の家庭における環境家計簿の利用拡大等の取組促進 (各業種) ①計画を策定していない業種の新規策定 ②計画の目標が定性的である業種の目標の定量化 ③既に現状が目標を超過している業種の目標引き上げ	政府による厳格な評価・検証を通じ、以下の働きかけを行う。 ①計画を策定していない業種の新規策定 ②計画の目標が定性的である業種の目標の定量化 ③政府による厳格な評価・検証の実施 ④既に現状が目標を超過している業種の目標引き上げ	-	(万t-CO2)	<ul style="list-style-type: none"> ・自主行動計画において各業種が掲げた目標達成を見込む。 ・削減効果算定の対象は、○を付した49業種。 				
	2008				2008					
	2009				2009					
	2010				2010	約6,530				
	2011				2011					
	2012				2012					
	財務省所管業種									
【業種(計画策定主体)】		【目標指標】	【基準年度】	【目標水準】						
○ ビール醸造組合		CO2排出量	1990年度	▲6%						
日本たばこ産業株式会社		CO2排出量	1995年度	▲32% (2008年度)						
厚生労働省所管業種										
【業種(計画策定主体)】		【目標指標】	【基準年度】	【目標水準】						
○ 日本製薬団体連合会・日本製薬工業協会		CO2排出量	1990年度	±0%						

具体的な対策	対策評価指標 (2008~2012年度見込み)	各主体ごとの対策	国の施策	地方公共団体が 実施することが 期待される施策例	対策効果				
					排出削減見込量	排出削減見込量の積算時に 見込んだ前提※			
農林水産省所管業種									
【業種(計画策定主体)】			【目標指標】		【基準年度】	【目標水準】			
○ 日本スター・糖化工業会			CO2排出原単位		2005年度	▲3%			
○ 日本乳業協会			エネルギー消費原単位		2000年度	年率▲0.5%			
○ 全国清涼飲料工業会			CO2排出原単位		1990年度	▲6%			
○ 日本パン工業会			CO2排出原単位		2004年度	年率▲1%			
○ 日本ビート糖業協会			CO2排出原単位		2000年度	▲3%			
○ 日本冷凍食品協会			CO2排出原単位		1990年度	▲10%			
○ 日本植物油協会			CO2排出原単位		1990年度	▲15%			
○ 全日本菓子協会			CO2排出量		1990年度	▲6%			
○ 精糖工業会			CO2排出量		1990年度	▲22%			
○ 日本ハム・ソーセージ工業協同組合			CO2排出原単位		2003年度	▲5%			
○ 製粉協会			CO2排出原単位		1990年度	▲5%			
○ 全日本コーヒー協会			CO2排出原単位		2005年度	▲3%			
○ 日本即席食品工業協会			CO2排出原単位		1990年度	▲24%			
○ 日本醤油協会			CO2排出量		1990年度	▲6%			
○ 日本缶詰協会			エネルギー消費原単位		1990年度	±0%			
○ 全国マヨネーズ・ドレッシング類協会			CO2排出原単位		1990年度	▲30%			
経済産業省所管業種									
【業種(計画策定主体)】			【目標指標】		【基準年度】	【目標水準】			
○ 日本鉄鋼連盟			エネルギー消費量		1990年度	▲10%			
○ 日本化学工業協会			エネルギー消費原単位		1990年度	▲20%			
○ 日本製紙連合会			CO2排出原単位		1990年度	▲16%			
○ セメント協会			エネルギー消費原単位		1990年度	▲20%			
○ 電機・電子4団体			CO2排出原単位		1990年度	▲3.8%			
○ 日本自動車部品工業会			CO2排出量		1990年度	▲35%			
○ 日本自動車工業会			CO2排出量		1990年度	▲7%			
○ 日本鉱業協会			CO2排出原単位		1990年度	▲20%			
○ 石灰製造工業会			CO2排出量		1990年度	▲12.5%			
○ 日本ゴム工業会			エネルギー消費原単位		1990年度	▲12%			
			CO2排出量		1990年度	▲8%			
			エネルギー消費量		1990年度	▲8%			
			CO2排出量		1990年度	▲6%			
			エネルギー消費原単位		1990年度	▲8%			

具体的な対策	対策評価指標 (2008~2012年度見込み)	各主体ごとの対策	国の施策	地方公共団体が実施することが期待される施策例	対策効果	
					排出削減見込量	排出削減見込量の積算時に見込んだ前提※
【業種(計画策定主体)】		【目標指標】		【基準年度】		【目標水準】
○ 日本染色協会		CO2排出量		1990年度		▲41%
		エネルギー消費量		1990年度		▲37%
○ 日本アルミニウム協会		エネルギー消費原単位		1995年度		▲11%
○ 板硝子協会		CO2排出量		1990年度		▲22%
		エネルギー消費量		1990年度		▲21%
○ 日本ガラスびん協会		CO2排出量		1990年度		▲40%
		エネルギー消費量		1990年度		▲30%
○ 日本自動車車体工業会		CO2排出量		1990年度		▲10%
○ 日本電線工業会		(銅・アルミ)エネルギー消費量		1990年度		▲27%
		(光ファイバー)エネルギー消費原単位		1990年度		▲77%
○ 日本ベアリング工業会		CO2排出原単位		1997年度		▲13%
○ 日本産業機械工業会		CO2排出量		1997年度		▲12.2%
○ 日本伸銅協会		エネルギー消費原単位		1995年度		▲9.05%
○ 日本建設機械工業会		エネルギー消費原単位		1990年度		▲15%
○ 石灰石鉱業協会		エネルギー消費原単位		1990年度		▲10.3%
○ 日本衛生設備機器工業会		CO2排出量		1990年度		▲25%
○ 日本工作機械工業会		エネルギー消費量		1997年度		▲6%
		エネルギー消費原単位		1997年度		▲6%
○ 石油鉱業連盟		CO2排出原単位		1990年度		▲20%
○ 日本産業車両協会		CO2排出量		1990年度		▲10%
国土交通省所管業種						
【業種(計画策定主体)】		【目標指標】		【基準年度】		【目標水準】
○ 日本造船工業会・日本中小型造船工業会		エネルギー消費原単位		1990年度		▲10%
○ 日本舶用工業会		エネルギー消費原単位		1990年度		▲20%
○ 日本舟艇工業会		エネルギー消費原単位		2002年度		▲18%
○ 日本鉄道車輌工業会		CO2排出原単位		1990年度		▲10%
○ 日本建設団体連合会・日本土木工業協会・建築業協会		CO2排出原単位		1990年度		▲12%
○ 住宅生産団体連合会		CO2排出量		1990年度		▲20%

具体的な対策	対策評価指標 (2008~2012年度見込み)	各主体ごとの対策	国の施策	地方公共団体が実施することが期待される施策例	対策効果					
					排出削減見込量	排出削減見込量の積算時に見込んだ前提※				
イ. 部門別(産業・民生・運輸等)の対策・施策										
A. 産業部門(製造事業者等)の取組										
(b) 省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進										
○製造分野における省エネ型機器の普及										
製造分野における省エネ型機器の普及	(a)高性能工業炉:(基) (b)高性能ボイラー:(基) (c)次世代コークス炉:(基)	事業者:省エネ設備の導入	・事業者の省エネ設備導入に対する支援措置	・導入支援 ・普及啓発	(万t-CO2)	<ul style="list-style-type: none"> ・高性能工業炉(中小企業)の省エネ量 ・高性能ボイラー(中小企業)の省エネ量 ・次世代コークス炉の省エネ量 				
	2008									
	2009									
	(a)約1,000-約1,500									
	2010 (b)約11,000-約15,000 (c)1									
	2011									
	2012									
○建設施工分野における低燃費型建設機械の普及										
建設施工分野における低燃費型建設機械の普及	低燃費型建設機械の普及率(%)	製造事業者:低燃費型建設機械の技術開発及び建設事業者への情報提供 建設事業者:低燃費型建設機械の使用	・低燃費型建設機械指定制度の運用開始 ・低燃費型建設機械の公共工事への活用 ・建設事業者への情報提供 ・低燃費型建設機械の普及に対する支援措置	・低燃費型建設機械の公共工事への活用	(万t-CO2)	<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械からの全排出量 <1,111万t-CO2/年> ・全排出量に対する施策対象となる建設機械からの排出割合 <60%(バックホウ、トラクタショベル、ブルドーザー)> ・施策対象となる建設機械の二酸化炭素排出量の削減率 <10%> 				
	2008 21									
	2009 25									
	2010 30									
	2011 35									
	2012 41									

具体的な対策	対策評価指標 (2008~2012年度見込み)	各主体ごとの対策	国の施策	地方公共団体が実施することが期待される施策例	対策効果					
					排出削減見込量	排出削減見込量の積算時に見込んだ前提※				
イ. 部門別(産業・民生・運輸等)の対策・施策										
A. 産業部門(製造事業者等)の取組										
工場・事業場におけるエネルギー管理の徹底	(a)省エネ法による効果 (万kWh(原油換算)) (b)複数事業者連携 (万kWh(原油換算))	事業者:省エネ取組	・省エネ法の的確な運用 等	—	(万t-CO ₂)	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ法改正により新たに拡大する規制対象事業者のエネルギー消費原単位が現行の第二種指定工場並に改善 ・複数事業者連携について、主要コンビナートにおいて重点事業から順次年間に3、4事業程度実施予定 等 				
	2008									
	2009									
	2010	(a)210 (b)45-100								
	2011									
	2012									
○工場・事業場におけるエネルギー管理の徹底										
○中小企業の排出削減対策の推進	認証件数 (件)	大企業:国内クレジットの買取り、中小企業の温室効果ガスの排出削減努力に対する資金援助 中小企業:温室効果ガスの排出削減 第3者機関:排出削減量の認定	中小企業の排出削減量を大企業に移転することを認める制度の制定 本制度を通じて、自主行動計画の目標引き上げを促していく(少なくとも169万t-CO ₂ 程度の引き上げを見込む)	—	(万t-CO ₂)	<ul style="list-style-type: none"> ・3年以上の投資回収年数の設備投資等を行う企業比率 <7.65%> ・設備投資等に補助金や公的金融を使ったことがある企業比率 <27.9%> ・中小企業のCO₂排出削減プロジェクト1件当たりの削減量 <313t-CO₂/年・件> 				
	2008	485								
	2009	1,455								
	2010	2,910								
	2011	—								
	2012	—								

具体的な対策	対策評価指標 (2008~2012年度見込み)	各主体ごとの対策	国の施策	地方公共団体が実施することが期待される施策例	対策効果	
					排出削減見込量	排出削減見込量の積算時に見込んだ前提※
○農林水産業における取組						
施設園芸・農業機械の温室効果ガス排出削減対策	①省エネ機器の導入(台) ②省エネ設備の導入(箇所) ③省エネモデル施設等の導入(地区) ④省エネ農機の導入(台) ⑤バイオディーゼル燃料利用モデル地区数			・先進的省エネ加温設備等のモデル導入支援 ・省エネ型資材・機器の格付認定の支援 ・畜産排せつ物メタン発酵産生物の施設園芸への活用支援 ・脱石油型施設園芸システムの導入支援 ・「施設園芸省エネルギー対策検討委員会」を設置し、「施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート」とび「施設園芸省エネルギー生産管理マニュアル」を策定予定 ・これらをもって関係団体等への施設園芸の省エネルギーに対する取組を加速化するための運動方針の策定依頼予定 ・温室効果ガス排出削減に資する農業機械等の普及促進 ・バイオディーゼル燃料を農業機械に利用するための産地モデル確立支援	(万t-CO2)	積算時に見込んだ前提(2005年度を基準年とした2010年度の累積) (1)エネルギー施設園芸設備のモデル導入 ・省エネルギー施設園芸設備の導入地区数 <45地区> (2)石油代替システムの導入 ・石油代替システムの導入地区数 <3地区> (3)高効率暖房機の導入 ・高効率暖房機の導入台数 <3,490台> (4)省エネ機器・資材の導入 ア 多段変温装置の導入台数 <34,950台> イ 空気循環装置の導入箇所数 <32,630箇所> ウ 多層被覆装置の導入箇所数 <3,054箇所> (5)省エネ農機の普及 ・省エネ農機(穀物遠赤外線乾燥機、高速代かき機)の普及台数 <90,418台> ・省エネ農機の導入による消費エネルギー削減率 <10%、15%> (6)バイオディーゼル燃料の農業機械利用 ・モデル地区数 <5地区>
	2008 ①22,400台 ②21,344箇所 ③18地区 ④52,418台 ⑤5地区	製造事業者: 温室効果ガス排出削減に資する設備・機器・資材の開発		2008	10.0	
	2009 ①30,420台 ②28,514箇所 ③33地区 ④71,718台 ⑤5地区	販売事業者: 温室効果ガス排出削減に資する設備・機器・資材の販売		2009	13.7	
	2010 ①38,440台 ②35,684箇所 ③48地区 ④90,418台 ⑤5地区	全国民間団体: 温室効果ガスの排出削減に資する設備・機械・資材の省エネ格付及び農業者への情報提供		2010	17.4	
	2011 ①45,790台 ②42,854箇所 ③48地区 ④110,818台 ⑤5地区	農業者: 省エネ型設備・機械・資材の選択及び省エネ生産管理技術の実践		2011	20.6	
	2012 ①53,140台 ②50,024箇所 ③48地区 ④131,718台 ⑤5地区			2012	23.8	
漁船の省エネルギー対策	全漁船のうち、省エネルギー技術を導入した漁船の増加割合(対2005年度比)(%)	製造・販売事業者: 省エネ船型・設備等の開発、漁業者への情報提供 漁業者: 漁船更新時の省エネ設備等の選択	・漁船における省エネルギー技術の開発・実用化の促進 ・省エネ・省人型の代船取得等による普及促進	・普及啓発	(万t-CO2)	・2005年度における漁船の燃油消費量に基づく排出量 <678万t-CO2> ・年間当たりの漁船の更新数のすう勢 <約1%/年> ・漁船の更新に伴う省エネルギー効果 <被代船に比し10%>
	2008 4.2				2008 約2.8	
	2009 5.6				2009 約3.8	
	2010 7				2010 約4.7	
	2011 8.4				2011 約5.7	
	2012 9.8				2012 約6.6	
○産業界の民生・運輸部門における取組						

具体的な対策	対策評価指標 (2008~2012年度見込み)	各主体ごとの対策	国の施策	地方公共団体が実施することが期待される施策例	対策効果					
					排出削減見込量	排出削減見込量の積算時に見込んだ前提※				
イ. 部門別(産業・民生・運輸等)の対策・施策										
B. 業務その他部門の取組										
(a) 産業界における自主行動計画の推進・強化										
○産業界における自主行動計画の推進・強化(業務部門の業種)					(万t-CO2)					
					2008	・自主行動計画において各業種が掲げた目標達成を見込む。				
					2009	・削減効果算定の対象は、○を付した19業種。				
					2010	130※				
					2011	※他の省エネ施策と効果が重複。				
					2012					
金融庁所管業種										
【業種(計画策定主体)】		【目標指標】		【基準年度】		【目標水準】				
○ 全国銀行協会		エネルギー消費量		2000年度		▲12%				
○ 生命保険協会		エネルギー消費量		2006年度		▲2%				
○ 日本損害保険協会		エネルギー消費量		2000年度		▲18%				
総務省所管業種										
【業種(計画策定主体)】		【目標指標】		【基準年度】		【目標水準】				
電気通信事業者協会		エネルギー消費原単位		1990年度		▲30%				
テレコムサービス協会		エネルギー消費原単位		2006年度		▲1%				
日本民間放送連盟		CO2排出原単位		2004年度		▲10%				
日本放送協会		CO2排出原単位		2006年度		▲8%				
日本ケーブルテレビ連盟		エネルギー消費原単位		2006年度		▲6%				
衛星放送協会		エネルギー消費原単位		2006年度		▲10%				
文部科学省所管業種										
【業種(計画策定主体)】		【目標指標】		【基準年度】		【目標水準】				
全私学連合		CO2排出量		2007年度		年率▲1%				
厚生労働省所管業種										
【業種(計画策定主体)】		【目標指標】		【基準年度】		【目標水準】				
日本生活協同組合連合会		CO2排出原単位		2002年度		▲3.4% (2009年度)				
農林水産省所管業種										
【業種(計画策定主体)】		【目標指標】		【基準年度】		【目標水準】				
○ 日本加工食品卸協会		エネルギー消費量		2000年度		▲10%				

具体的な対策	対策評価指標 (2008~2012年度見込み)	各主体ごとの対策	国の施策	地方公共団体が実施することが期待される施策例	対策効果				
					排出削減見込量	排出削減見込量の積算時に見込んだ前提※			
経済産業省所管業種									
【業種(計画策定主体)】			【目標指標】		【基準年度】	【目標水準】			
○ 日本チェーンストア協会	エネルギー消費原単位	1996年度	▲4%						
○ 日本フランチャイズチェーン協会	エネルギー消費原単位	1990年度	▲23%						
○ 日本百貨店協会	エネルギー消費原単位	1990年度	▲7%						
○ 大手家電流通懇談会	エネルギー消費原単位	2006年度	▲4%						
○ 日本DIY協会	エネルギー消費原単位	2004年度	±0%						
○ 情報サービス産業協会	エネルギー消費原単位	2006年度	▲1%						
○ 日本チェーンドラッグストア協会	エネルギー消費原単位	2004年度	▲15%						
○ 日本貿易会	CO2排出量	1998年度	▲40%						
○ 日本LPガス協会	エネルギー消費原単位	1990年度	▲7%						
○ リース事業協会	エネルギー消費原単位	2002年度	▲3%						
国土交通省所管業種									
【業種(計画策定主体)】			【目標指標】		【基準年度】	【目標水準】			
○ 日本倉庫協会	エネルギー消費原単位	1990年度	▲8%						
○ 日本冷蔵倉庫協会	エネルギー消費原単位	1990年度	▲8%						
○ 日本ホテル協会	エネルギー消費原単位	1995年度	▲6%						
国際観光旅館連盟	CO2排出原単位	1997年度	▲6%						
日本観光旅館連盟	エネルギー消費原単位	1999年度	▲4%						
日本自動車整備振興会連合会	フロン破壊量	2004年度	▲10%						
不動産協会	エネルギー消費原単位	1990年度	±0%						
環境省所管業種									
【業種(計画策定主体)】			【目標指標】		【基準年度】	【目標水準】			
全国産業廃棄物連合会	温室効果ガス排出量	2000年度	±0%						
○ 日本新聞協会	CO2排出量	2005年度	▲5%						
○ 全国ペット小売業協会	CO2排出量	2006年度	▲6%						

具体的な対策	対策評価指標 (2008~2012年度見込み)	各主体ごとの対策	国の施策	地方公共団体が実施することが期待される施策例	対策効果					
					排出削減見込量	排出削減見込量の積算時に見込んだ前提※				
イ. 部門別(産業・民生・運輸等)の対策・施策										
B. 業務その他部門の取組										
(b) 公的機関の率先的取組										
○国の率先的取組										
公的機関の排出削減(省庁全体)	対平成13年度削減率(%)	国:政府実行計画及びこれに基づく各府省実施計画に基づき目標達成に向けて必要な措置を実施。	・政府の実行計画の実施・点検 ・各府省実施計画の実施・点検 (主な具体的取組) ・全国の国の庁舎における太陽光発電・建物緑化等のグリーン化を集中的に推進 ・グリーン購入法に基づく率先導入の推進 (高効率照明の普及等)	-	(万t-CO ₂)	各府省庁が策定した実施計画における削減計画の積み上げ。				
	2008 -				2008 -					
	2009 -				2009 -					
	2010 8				2010 16					
	2011 8				2011 16					
	2012 8				2012 16					
○地方公共団体の率先的取組										
○国・地方公共団体以外の公的機関の率先実行の促進										
イ. 部門別(産業・民生・運輸等)の対策・施策										
B. 業務その他部門の取組										
(c) 建築物・設備・機器等の省CO ₂ 化										
○建築物の省エネルギー性能の向上										
建築物の省エネ性能の向上	新築建築物の省エネ判断基準(平成11年基準)の適合率(%)	建築主:新築や増改築時における省エネ性能の高い建築物の建築、総合的な環境性能評価の活用 所有者:修繕や維持保全等を通じた省エネ性能の向上、総合的な環境性能評価の活用 設計者:総合的な環境性能評価の実施や活用、建築主等に対する情報提供 施工者:省エネ性能の高い建築物の供給、技術の開発及び活用、総合的な環境性能評価の活用、建築主等に対する情報提供 建材・設備製造事業者:技術開発の推進、建築主等に対する情報提供	・改正省エネルギー法による建築物の省エネ性能の向上 …省エネ措置の届出等の義務付けの対象について、一定の中小規模の建築物へ拡大 …大規模の建築物に係る担保措置の強化等 ・エネルギー需給構造改革推進投資促進税制による支援 ・総合的な環境性能評価手法(CASBEE)の充実・普及 ・中小事業者等の省エネ対策に係る施工技術等の導入の促進 ・民間事業者等による先導的な技術開発や省CO ₂ 技術が導入されたモデルプロジェクトに対する支援等 ・設計・施工に係る技術者の育成 ・業務ビル等の省エネ化補助 ・学校エコ改修の実施 ・関係業界の自主的取組の促進	・改正省エネルギー法による省エネ措置の届出制度の的確な執行 ・総合的な環境性能評価の活用 ・地方公共団体の建築物における省エネ措置の実施 ・建築主や設計者等に対する情報提供	(万t-CO ₂)	・2008年通常国会に提出の改正省エネルギー法等による効果を見込み、新築・既存建築物の省エネ性能の向上がさらに進むと想定 <新築建築物の省エネ判断基準(平成11年基準)の適合率85%(2010年度)> <省エネ量約860kL(原油換算)>				
	2008				2008					
	2009				2009					
	2010 85				2010 約2,870					
	2011				2011					
	2012				2012					
○緑化等ヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた都市の低炭素化(再掲)										

具体的な対策	対策評価指標 (2008~2012年度見込み)	各主体ごとの対策	国の施策	地方公共団体が実施することが期待される施策例	対策効果	
					排出削減見込量	排出削減見込量の積算時に見込んだ前提※
○エネルギー管理システムの普及						
エネルギー管理システム	省エネ効果 (万kI(原油換算))	事業者による導入	・事業者のエネルギー管理システムの導入・技術開発に対する支援措置	エネルギー管理システムの率先的導入	(万t-CO2)	・補助事業におけるエネルギー管理システムの省エネ効果 等
	2008				2008	-
	2009				2009	-
	2010	158~220			2010	520~730
	2011				2011	
	2012				2012	
○トップランナー基準に基づく機器の効率向上						
トップランナー基準に基づく機器の効率向上等	原油換算(万kI)	製造事業者:省エネ効率の高い機器の開発・供給 販売事業者:省エネ効率の高い機器の販売、消費者への情報提供 消費者:買換え時の省エネ効率の高い機器の選択	トップランナー基準の対象機器の拡大・目標基準の強化、待機電力等の削減を推進。	・普及啓発 ・グリーン購入法に基づく率先導入の推進	(万t-CO2)	トップランナー基準に基づく機器の効率向上 ・機器のエネルギー消費効率等 ・世帯数(家庭部門)、床面積(業務部門) ・機器の保有率 ・機器の平均使用年数 待機時消費電力の削減 ・世帯当たり普及率
	2008	-			2008	-
	2009	-			2009	-
	2010	740			2010	2,600
	2011	-			2011	-
	2012	-			2012	-

具体的な対策	対策評価指標 (2008~2012年度見込み)	各主体ごとの対策	国の施策	地方公共団体が実施することが期待される施策例	対策効果					
					排出削減見込量	排出削減見込量の積算時に見込んだ前提※				
○高効率な省エネルギー機器の開発・普及支援										
高効率な省エネルギー機器の普及	対策評価指標	<p>(高効率給湯器) 製造事業者等:高効率給湯器の技術開発、生産、販売 事業者、消費者:高効率給湯器の積極的な導入</p> <p>(ヒートポンプ給湯器累積市場導入台数(万台)) 446~520</p> <p>(潜熱回収型給湯器累積市場導入台数(万台)) 291~326</p> <p>(高効率空調機累積導入量(万冷凍トン)) 92.5~141</p> <p>(高効率照明の普及率(%)) 0.41~0.76</p>	<p>(高効率給湯器) ・高効率給湯器の導入に対する支援措置 ・二酸化炭素排出量を通常の住宅より大幅に削減する住宅の導入に係る補助 ・グリーン購入法に基づく率先導入の推進</p> <p>(高効率空調機) 製造事業者等:高効率空調機の開発、生産、販売 業務施設の建築主:業務用高効率空調機の積極的な導入 等</p> <p>(高効率照明) ・高効率照明の更なる高効率化及び低コスト化を図る技術開発を支援 ・地域温暖化対策地域協議会における導入に対する支援や、地域公共団体の率先導入を支援</p>	<p>(万t-CO2)</p> <p>2008 2009</p> <p>2010 2011 2012</p> <p>2010 2011 2012</p>	<p>(高効率給湯器) ・CO2冷媒ヒートポンプ給湯器の累積普及台数 ・潜熱回収型給湯器の累積普及台数 ・ヒートポンプ給湯器、潜熱回収型給湯器、及び従来型給湯器の性能(COP) 等 注)高効率給湯器としては、CO2冷媒ヒートポンプ給湯器及び潜熱回収型給湯器の他にガスエンジン給湯器があるが、ガスエンジン給湯器の導入見込みについては、コーポレーティングの一部として計上。</p> <p>(高効率空調機) ・従来型燃焼式空調機のエネルギー消費効率 ・従来型電気式空調機のエネルギー消費効率 ・空調機の年間稼働時間 等 (高効率照明) LED照明の省エネ量</p>					
	2008				2008	(高効率給湯器) ・CO2冷媒ヒートポンプ給湯器の累積普及台数 ・潜熱回収型給湯器の累積普及台数 ・ヒートポンプ給湯器、潜熱回収型給湯器、及び従来型給湯器の性能(COP) 等 注)高効率給湯器としては、CO2冷媒ヒートポンプ給湯器及び潜熱回収型給湯器の他にガスエンジン給湯器があるが、ガスエンジン給湯器の導入見込みについては、コーポレーティングの一部として計上。 <p>(高効率空調機) ・従来型燃焼式空調機のエネルギー消費効率 ・従来型電気式空調機のエネルギー消費効率 ・空調機の年間稼働時間 等 (高効率照明) LED照明の省エネ量</p>				
	2009				2009					
	2010				2010	640~720				
	2011				2011					
	2012				2012					
業務用省エネ型冷蔵・冷凍機の普及	導入件数（施設）	<p>事業者:低温用冷凍設備への自然冷媒冷凍装置の導入 省エネ型冷蔵・冷凍機の積極的な導入</p>	<p>省エネ自然冷媒冷凍装置導入促進事業 中小規模業務用施設の省エネ化に係る補助</p>	<p>(万t-CO2)</p> <p>2008 2009 2010 2011 2012</p>	<p>・省エネ型冷蔵・冷凍機・空調一体システムの普及台数<約10,000~16,000施設(2010年度)>、1台当たり消費電力削減量<約43千~62kWh> ・低温用冷凍設備への省エネ型自然冷媒冷凍装置の導入台数<約260施設(2010年度)>、1台当たり消費電力削減量<約140kWh></p>					
	2008									
	2009									
	2010									
	2011									
	2012									
○工場・事業場におけるエネルギー管理の徹底(再掲)										
○中小企業の排出削減対策の推進(再掲)										

具体的な対策	対策評価指標 (2008~2012年度見込み)	各主体ごとの対策	国の施策	地方公共団体が実施することが期待される施策例	対策効果	
					排出削減見込量	排出削減見込量の積算時に見込んだ前提※
○上下水道・廃棄物処理における取組						
水道事業における省エネルギー・再生可能エネルギー対策の推進	排出削減量(万t-CO2)	水道事業者等:省エネルギー・再生可能エネルギー対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・水道事業における省エネルギー・再生可能エネルギー対策の推進 ・水道事業における省エネルギー・再生可能エネルギー対策の実施状況等の把握 ・省エネルギー・再生可能エネルギー対策に係る情報の提供 		(万t-CO2)	<ul style="list-style-type: none"> ・全国の水道事業者等を対象とし、省エネルギー・再生可能エネルギー対策の実施状況に係る調査を実施 ・各事業者における省エネルギー量及び再生可能エネルギー量を合算して全体量を算出 ・省エネルギー量については、エネルギー使用の合理化分、再生可能エネルギー量については、再生可能エネルギー設備の電力等使用量分、CO2排出量が削減される想定
	2008 35				2008 35	
	2009 36				2009 36	
	2010 37				2010 37	
	2011 37				2011 37	
	2012 37				2012 37	
下水道における省エネ・新エネ対策の推進	下水汚泥のエネルギー利用率(%)、他	地方公共団体:下水道事業の事業主体として、省エネルギー対策、下水汚泥・下水熱の利活用によるエネルギー化を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の設置等に係る国庫補助による地方公共団体の取組の支援 ・下水道管理者が民間企業と一緒に下水汚泥等の資源・エネルギー利用に係る取組の支援 ・省エネルギー対策に係る技術情報等の提供 	下水道における省エネルギー対策、下水汚泥・下水熱の利活用によるエネルギー化を実施	(万t-CO2)	<ul style="list-style-type: none"> 下水処理場のエネルギー消費量 <91万kWh(2010年度において対策なしの場合)> 下水汚泥の発生量 <241万t-DS(2010年度)> 下水汚泥に含まれる有機物の割合 <80%> 下水汚泥の消化率 <50%>
	2008 15				2008 56	
	2009 19				2009 73	
	2010 22				2010 90	
	2011 25				2011 108	
	2012 29				2012 126	
廃棄物処理における対策の推進	-	<p>産業廃棄物処理業者:廃棄物発電等の施設整備の推進(全国産業廃棄物連合会環境自主行動計画に位置付け)</p> <p>消費者:廃食用油の回収への協力などのBDF利活用の取組、容器包装廃棄物の分別収集への取組</p> <p>事業者:容器包装廃棄物の再商品化</p>	<p>循環型社会形成推進交付金</p> <p>廃棄物処理施設における温暖化対策事業による産業廃棄物処理業者の支援</p> <p>全国産業廃棄物連合会環境自主行動計画の推進に係る情報提供等</p> <p>「車両対策の手引き」の作成、配布</p> <p>容器包装リサイクル法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・更新時期を迎えた廃棄物処理施設につき、交付金を活用して更新・増強する際に発電施設を導入 ・BDF製造に係るシステム整備等の取組、パッカー車等へのBDFの導入、エコドライブの取組 ・容器包装廃棄物の分別収集 ・3Rの推進に向けた住民の自主的な活動の促進や普及啓発、環境教育の推進 ・グリーン購入法に基づく率先導入の推進 	(万t-CO2)	<ul style="list-style-type: none"> ・排出係数 0.425kg-CO2/kWh ・軽油代替 2.62kg-CO2/L <p>(容器包装廃棄物の再商品化※) ※容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装のリサイクルの効果のうち、「廃棄物の焼却に由来する二酸化炭素排出削減対策の推進」における二酸化炭素削減効果の見込みに含まれていない原燃料利用分を計算</p>
	廃棄物発電の発電量増分 <1,125GWh>				2008	
	地方自治体の収集・運搬におけるBDF導入量 <1,117kL>				2009	
	プラスチック製容器包装の分別収集見込量(指定法人経由) <約869,000トン>				2010 70	
					2011	
					2012	

具体的な対策	対策評価指標 (2008~2012年度見込み)	各主体ごとの対策	国の施策	地方公共団体が実施することが期待される施策例	対策効果					
					排出削減見込量	排出削減見込量の積算時に見込んだ前提※				
イ. 部門別(産業・民生・運輸等)の対策・施策										
B. 業務その他部門の取組										
(e) 国民運動の展開										
○情報提供・普及啓発										
国民運動の実施	クールビズ・ウォームビズ (業務部門)実施率(%) 上段: クールビズ(冷房 28°C設定)の実施率 下段: ウォームビズ(暖房 20°C設定)の実施率	<ul style="list-style-type: none"> ・業務その他部門においては、「冷房の設定温度を28°Cにする、暖房の設定温度を20°Cにする」といったクールビズやウォームビズの実践等によりCO2排出削減対策を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における温暖化防止活動強化推進事業 ・地球温暖化防止「国民運動」推進事業 ・1人1日1kgCO2削減国民運動推進事業等 	<p>「各主体ごとの対策」に記載する取組の推進</p>	(万t-CO2)	<p>(下記「* 1」からCO2排出削減量を推計)</p> <p>* 1: 毎年のアンケート調査から推計したクールビズ(28°C設定)又はウォームビズ(20°C設定)の実施率</p> <p>* 2: 排出削減量見込量は各対策との重複を整理した目安の数字であり、一部6つの取組に代表される家庭ができるCO2排出削減対策効果を含む。</p>				
	家庭における6つの取組	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭においては、「冷房の設定温度を28°Cにする、暖房の設定温度を20°Cにする」、「シャワーを必要なとき以外止める」、「エコドライブの実施」、「省エネ製品への買換え」、「買い物袋の持参・簡易包装の実施」、「待機電力消費の削減」という6つの取組に代表される家庭ができるCO2排出削減対策を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民の環境行動を促進するため、エコポイント等環境に配慮した行動の多寡に応じて、当該行動を行った者または環境保全団体等にプラスの誘因、特に、経済的なインセンティブを付与する取組を全国的に普及させることとし、そのための取組を推進する。 	<p>「各主体ごとの対策」に記載する取組の推進</p>	(万t-CO2)	<p>* 3: 家庭における、「冷房の設定温度を28°Cにする、暖房の設定温度を20°Cにする」、「シャワーを必要なとき以外止める」、「エコドライブの実施」、「省エネ製品への買換え」、「買い物袋の持参・簡易包装の実施」、「待機電力消費の削減」という6つの取組については、地球温暖化防止「国民運動」推進事業等の中で、月次アンケート調査等を基に、その実施率を把握する。</p>				
注)国民運動については、各種対策を後押しする施策であり、他の対策との重複を含めると、定量化が可能な行動のみで678万~1,050万t-CO2の削減効果が見込まれる。										

具体的な対策	対策評価指標 (2008~2012年度見込み)	各主体ごとの対策	国の施策	地方公共団体が実施することが期待される施策例	対策効果	
					排出削減見込量	排出削減見込量の積算時に見込んだ前提※
国民運動の実施	エネルギー供給事業者等による情報提供 (万kWh(原油換算))	エネルギー供給事業者等:一般消費者に対するエネルギーの使用の合理化に資する情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー法により、エネルギー供給事業者による一般消費者に対する情報提供を制度化 ・省エネ家電普及促進フォーラムによる省エネ家電製品の普及促進 ・省エネラベリング制度、省エネルギー型製品販売事業者表彰制度等を通じた消費者への省エネルギー情報の積極的な提供等 	・情報提供、普及啓発	(万t-CO ₂)	・省エネ取組の実施率及び省エネ効果
	2008 -				2008 -	
	2009 -				2009 -	
	2010 50~100				2010 150~300	
	2011 -				2011 -	
	2012 -				2012 -	
省エネ機器の買換え促進	省エネ機器の導入台数 (万台) a)省エネ型電気ポット、b) 食器洗い機、c)電球型蛍光灯、d) 節水シャワーへッド、e) 空調用圧縮機省エネ制御装置	<p>家電製造事業者、量販店等:省エネ情報の提供・省エネ効果の説明(特に電気ポット、食器洗い機に係るもの)</p> <p>消費者:これら機器の買換え時の省エネ型機器の積極的な選択</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「省エネ家電普及講座」等の普及啓発の促進 ・「省エネ家電普及協力店」の情報提供 	・普及啓発	(万t-CO ₂)	<ul style="list-style-type: none"> ・2010年度の累積導入量: 電気ポット<約1,180万台>、食器洗い機<約920万台>、電球型蛍光灯<約19,140万台>、節水シャワーへッド<約1,840万個>、空調用圧縮機省エネ制御装置<約11万台> ・機器の買換えによる省エネ効果: 電気ポット<約54%>、食器洗い機<約56%>、電球型蛍光灯<約80%>、節水シャワーへッド<約20%>、空調用圧縮機省エネ制御装置<約13%>
	a) 990 b) 740 c) 14,430 d) 1,580 e) 8				2008 a) 219 b) 51 c) 310 d) 59 e) 10	
	a) 1,080 b) 830 c) 16,540 d) 1,710 e) 10				2009 a) 238 b) 57 c) 356 d) 64 e) 12	
	a) 1,180 b) 920 c) 19,140 d) 1,840 e) 11				2010 a) 259 b) 63 c) 412 d) 68 e) 14	
	a) 1,290 b) 1,020 c) 22,220 d) 1,970 e) 13				2011 a) 284 b) 71 c) 478 d) 73 e) 16	
	a) 1,390 b) 1,140 c) 25,750 d) 2,100 e) 15				2012 a) 307 b) 79 c) 554 d) 78 e) 18	
	○環境教育等					

具体的な対策	対策評価指標 (2008~2012年度見込み)	各主体ごとの対策	国の施策	地方公共団体が実施することが期待される施策例	対策効果					
					排出削減見込量	排出削減見込量の積算時に見込んだ前提※				
イ. 部門別(産業・民生・運輸等)の対策・施策										
C. 家庭部門の取組										
(a) 国民運動の展開										
○情報提供・普及啓発(再掲)										
○環境教育等(再掲)										
イ. 部門別(産業・民生・運輸等)の対策・施策										
C. 家庭部門の取組										
(b) 住宅・設備・機器等の省CO ₂ 化										
○住宅の省エネルギー性能の向上										
住宅の省エネ性能の向上	新築住宅の省エネ判断基準(平成11年基準)の適合率(%)				(万t-CO ₂)					
	2008	建築主:新築や増改築における省エネ性能の高い住宅の建築、総合的な環境性能評価の活用	・改正省エネルギー法による住宅の省エネ性能の向上 …省エネ措置の届出の義務付けの対象について、一定の中小規模の住宅へ拡大 …大規模の住宅に係る担保措置を強化 …住宅を建築し、販売する事業者に対し、省エネ性能の向上を促す措置等を導入 等 ・証券化ローンの枠組みを活用した省エネ住宅の誘導	・改正省エネルギー法による省エネ措置の届出制度の的確な執行	2008					
	2009	所有者:修繕や維持保全等を通じた省エネ性能の向上、総合的な環境性能評価の活用 設計者:総合的な環境性能評価の実施や活用、建築主等に対する情報提供	・地域住宅交付金を活用した地域の創意工夫による省エネ住宅等の普及促進 ・省エネ改修促進税制による省エネ性能の向上	・住宅性能表示制度の普及推進 ・CASBEE(建築物総合環境性能評価)の活用	2009	・2008年通常国会に提出の改正省エネルギー法等による効果を見込み、新築住宅の省エネ判断基準(平成11年基準)の適合率がより一層向上するとともに、既存住宅の省エネ性能が向上すると想定 <新築住宅の省エネ判断基準(平成11年基準)の適合率66%(2010年度)>				
	2010	66	施工者:住宅供給事業者:省エネ性能の高い住宅の供給、技術の開発及び活用、総合的な環境性能評価の活用、建築主等に対する情報提供	・中小事業者等の省エネ対策に係る施工技術等の導入の促進 ・民間事業者等による先導的な技術開発や省CO ₂ 技術が導入されたモデルプロジェクトに対する支援 ・総合的な環境性能評価手法(CASBEE)、住宅性能表示制度の充実・普及 ・住宅設備を含めた総合的な省エネ評価方法の開発の推進	2010	約930 <省エネ量約330万kWh(原油換算)>				
	2011	建材・設備製造事業者:技術開発の推進、建築主等に対する情報提供	・設計・施工に係る技術者の育成 ・関係業界の自主的取組の促進 ・住宅の省エネ化補助 ・住宅のエコリフォームへの普及啓発事業	・建築主や設計者等に対する情報提供	2011					
	2012				2012					

具体的な対策	対策評価指標 (2008~2012年度見込み)	各主体ごとの対策	国の施策	地方公共団体が実施することが期待される施策例	対策効果	
					排出削減見込量	排出削減見込量の積算時に見込んだ前提※
住宅製造事業者、消費者等が連携した住宅の省CO ₂ 化のモデル的取組	<「住宅の省エネ性能の向上」、「トップランナー基準による機器の効率向上」の内数>	<p>住宅製造事業者、工務店、住宅展示場：住宅に係る省エネ情報の提供</p> <p>消費者：住宅新築時の積極的な省エネ化</p>	<p>・省エネ住宅、省エネ資材・設備等の普及促進</p>	<p>・都道府県センターを活用した省エネ情報の提供</p>	(万t-CO ₂)	<p>・「住宅の省エネ性能の向上」、「トップランナー基準による機器の効率向上」の内数</p>
	2008				2008	
	2009				2009	
	2010				2010	
	2011				2011	
	2012				2012	
<p>○エネルギー管理システムの普及（再掲）</p> <p>○トップランナー基準に基づく機器の効率向上（再掲）</p> <p>○高効率な省エネルギー機器の開発・普及支援（再掲）</p>						

具体的な対策	対策評価指標 (2008~2012年度見込み)	各主体ごとの対策	国の施策	地方公共団体が実施することが期待される施策例	対策効果					
					排出削減見込量	排出削減見込量の積算時に見込んだ前提※				
イ. 部門別(産業・民生・運輸等)の対策・施策										
D. 運輸部門の取組										
(a) 自動車・道路交通対策										
○自動車単体対策の推進										
自動車単体対策	(a)トップランナー基準による効果(万kL) (b)CEVの普及台数(万台) (c)ディーゼル車におけるサルファーフリー燃料対応自動車の保有率(%)	製造事業者、輸入事業者等:燃費の優れた自動車の開発、生産、販売、輸入 販売事業者:燃費の優れた自動車の積極的な販売 消費者:燃費の優れた自動車の導入	・クリーンエネルギー自動車、アイドリングストップ車の導入補助 ・税制上の優遇措置 ・政府一般公用車の低公害車化を契機とする低公害車開発・普及の加速 ・自動車の燃費性能に係る評価・公表制度及び車体表示を通じた消費者への燃費情報の提供等 ・グリーン購入法に基づく率先導入の推進 ・低利融資制度による低燃費車導入促進 ・省エネルギー法による自動車運送事業者の低燃費車導入についての取組の促進 ・次世代も視野に入れた低公害車の開発・実用化の促進 ・「クリーンディーゼルに関する懇談会」においてディーゼル乗用車の普及に向けた導入促進策等について検討	・普及啓発 ・グリーン購入法に基づく率先導入の推進 ・導入支援	(万t-CO ₂)	・2010年平均新車理論燃費 ・燃費基準を策定している自動車につき対策を講じた場合の平均保有理論燃費 ・対策が無かった場合の平均保有理論燃費 ・総走行人キロ、トンキロ ・ハイブリッド自動車、水素・燃料電池車、ディーゼル代替LPガス自動車、天然ガス自動車、電気自動車の累計導入台数 ・上記車種別ごとの省エネ率 ・ディーゼル車におけるサルファーフリー燃料対応自動車の保有率				
○交通流対策の推進										
高速道路の多様で弾力的な料金施策	割引利用交通量(走行台キロ) (億台キロ/年)	国民、事業者:料金割引の利用 高速道路会社:会社独自の料金割引の実施	料金割引等の実施	(万t-CO ₂)	・並行する一般道路から高速道路への転換率 ・速度別CO ₂ 排出係数 (約20+ α について: 道路関係公団民営化時(2005年度)より高速道路料金の平均約1割引を実施中であり、約20万t-CO ₂ 削減。 2008年度から更に料金引下げ等を実施予定であり、CO ₂ 排出量を約 α 万t-CO ₂ 削減見込み)					

具体的な対策	対策評価指標 (2008~2012年度見込み)	各主体ごとの対策	国の施策	地方公共団体が実施することが期待される施策例	対策効果	
					排出削減見込量	排出削減見込量の積算時に見込んだ前提※
自動車交通需要の調整	自転車道等の整備延長(万km)	交通事業者:交通需要マネジメント(TDM)施策の推進 国民:自転車の利用	・交通需要マネジメント(TDM)施策の推進 ・自転車利用環境の整備・支援 ・自転車利用の促進に資する社会実験の実施・支援	・交通需要マネジメント(TDM)施策の推進 ・自転車利用環境の整備 ・自転車利用の促進に資する社会実験の実施	(万t-CO2)	・トリップ長5km未満の乗用車の走行台キロ ・自転車利用への転換率 ・速度別CO2排出係数
	2008 約2.6				2008 約26	
	2009 約2.8				2009 約28	
	2010 約3.0				2010 約30	
	2011 約3.2				2011 約32	
	2012 約3.4				2012 約34	
高度道路交通システム(ITS)の推進(ETC)	ETC(ノンストップ自動料金支払いシステム)利用率(%)	国民、事業者:ETCの利用 高速道路会社:ETC普及促進策の実施	ETCの普及促進施策の実施	・グリーン購入法に基づく率先導入の推進	(万t-CO2)	・料金所別渋滞量 ・料金所別通行台数 ・速度別CO2排出係数
	2008 約77				2008 約19	
	2009 約79				2009 約19	
	2010 約81				2010 約20	
	2011 約83				2011 約20	
	2012 約85				2012 約21	
高度道路交通システム(ITS)の推進(VICS)	VICS(道路交通情報通信システム)普及率(%)	国民、事業者:VICSの利用	VICSの普及促進	・道路交通情報収集・提供の促進 ・グリーン購入法に基づく率先導入の推進	(万t-CO2)	・VICSの普及による速度向上 ・速度別CO2排出係数
	2008 約19.0				2008 約225	
	2009 約19.5				2009 約230	
	2010 約20.0				2010 約240	
	2011 約20.5				2011 約245	
	2012 約21.0				2012 約250	
高度道路交通システム(ITS)の推進(信号機の集中制御化)	信号機の集中制御化(基)	—	・信号機の集中制御化の推進 ・中央処理装置の高度化、新信号制御方式(MODERATO)の導入等交通管制センターの高度化 ・プロファイル信号制御方式による信号制御高度化に関するモデル事業の実施 ・交通公害低減システム(EPMS)等の推進 ・事業用車両に対する車両運行管理システム(MOCS)等の推進 ・道路交通情報提供事業者の正確かつ適切な道路交通情報の提供を促進 ・交通情報検証システムの的確な運用 ・交通規制情報管理システムの的確な運用	・信号機の集中制御化	(万t-CO2)	・集中制御化した信号機1基当たりのCO2改善量(2005年基準)
	2008 約38,000				2008 約100	
	2009 約40,000				2009 約110	
	2010 約42,000				2010 約110	
	2011 約44,000				2011 約120	
	2012 約47,000				2012 約130	

具体的な対策	対策評価指標 (2008~2012年度見込み)	各主体ごとの対策	国の施策	地方公共団体が実施することが期待される施策例	対策効果	
					排出削減見込量	排出削減見込量の積算時に見込んだ前提※
路上工事の縮減	1km当たりの年間路上工事時間(時間/km・年)	集中工事・共同施工の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・路上工事調整会議(道路管理者や占用企業者等で構成)を開催し、集中工事や共同施工等の調整の実施 ・共同溝の整備 ・年末や年度末の路上工事抑制 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・共同溝の整備、集中工事・共同施工の実施 ・路上工事調整会議等を開催し、集中工事や共同施工等の調整の実施 	(万t-CO2)	
	2008 約116				2008 約64	<ul style="list-style-type: none"> ・非渋滞時－渋滞時速度差 ・工事渋滞長 ・速度別CO2排出係数
	2009 約112				2009 約66	
	2010 約108				2010 約68	
	2011 約105				2011 約69	
	2012 約101				2012 約71	
ボトルネック踏切等の対策	渋滞損失時間の削減量(人・時間/年)	国、地方自治体、鉄道事業者:踏切対策のスピードアップ	踏切交通実態総点検(緊急対策踏切の抽出)、踏切対策のスピードアップ	踏切対策のスピードアップ	(万t-CO2)	
	2008 約800万				2008 約12	<ul style="list-style-type: none"> ・踏切遮断時間 ・踏切交通量 ・踏切除却数 ・速度別CO2排出係数
	2009 約1,000万				2009 約13	
	2010 約1,400万				2010 約18	
	2011 約2,100万				2011 約25	
	2012 約3,100万				2012 約40	
交通安全施設の整備(信号機の高度化)	信号機の高度化(基)	—	<ul style="list-style-type: none"> ・信号機の系統化、感応化等の推進 ・交通管制の高度化 ・違法駐車抑止システムの整備 ・駐車誘導システムの整備 ・交通情報板を活用した交通誘導、踏切信号機の整備によるボトルネック対策の推進 	・信号機の高度化	(万t-CO2)	
	2008 約33,000				2008 約30	<ul style="list-style-type: none"> ・高度化した信号機1基当たりのCO2改善量(2005年基準)
	2009 約35,000				2009 約40	
	2010 約38,000				2010 約40	
	2011 約40,000				2011 約40	
	2012 約42,000				2012 約50	
交通安全施設の整備(信号灯器のLED化の推進)	LED信号灯器(灯)	—	・信号灯器のLED化の推進	・信号灯器改良(LED化)	(万t-CO2)	
	2008 約14,600				2008 約0.1	<ul style="list-style-type: none"> ・LED式信号灯器1灯当たりのCO2改善量
	2009 約29,200				2009 約0.4	
	2010 約43,800				2010 約0.7	
	2011 約58,400				2011 約1	
	2012 約73,000				2012 約1.3	

具体的な対策	対策評価指標 (2008~2012年度見込み)	各主体ごとの対策	国の施策	地方公共団体が実施することが期待される施策例	対策効果	
					排出削減見込量	排出削減見込量の積算時に見込んだ前提※
○環境に配慮した自動車使用の促進						
環境に配慮した自動車使用の促進 (エコドライブの普及促進等による自動車運送事業等のグリーン化)	エコドライブ関連機器の普及台数(万台)	製造事業者:エコドライブ関連機器の開発・販売 運送事業者:エコドライブ関連機器の導入、エコドライブの実施、タクシープールの整備、高度GPS-AVMシステムによる効率的配車の実施、省エネルギー法に基づく中長期計画の作成及び実施 消費者:エコドライブ関連機器の導入、エコドライブの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・EMS普及事業の実施によりエコドライブの取組を普及促進 ・タクシープールの整備によるアイドリングストップの実証実験 ・高度GPS-AVMシステムの整備の支援 ・アイドリングストップ等エコドライブの普及啓発(エコドライブ普及連絡会による取組に基づくエコドライブの普及促進) ・省エネルギー法の自動車運送事業者への適用 ・「グリーン物流パートナーシップ会議」を通じた取組の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発 ・アイドリングストップ遵守対策の推進 	(万t-CO2)	<ul style="list-style-type: none"> ・エコドライブ関連機器導入による1台あたりのCO2排出削減効果 <約10%>
	2008 28				2008 110	
	2009 31				2009 122	
	2010 34				2010 134	
	2011 37				2011 145	
	2012 40				2012 157	
	高度GPS-AVMシステム車両普及率(%)				(万t-CO2)	
	2008 20%				2008 4	
	2009 24%				2009 4	
	2010 28%				2010 5	
	2011 32%				2011 6	
	2012 36%				2012 6	
高速道路での大型トラックの最高速度の抑制	装着台数(万台)	事業者:大型貨物自動車への速度抑制装置の装着	<ul style="list-style-type: none"> ・道路運送車両法に基づく大型トラックに対する速度抑制装置の装備の義務付け 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路運送車両法に基づく速度抑制装置の取付けに伴う、高速道路での最高速度抑制による速度分布の変化(90km/h以下での走行) 	(万t-CO2)	<ul style="list-style-type: none"> ・道路運送車両法に基づく速度抑制装置の取付けに伴う、高速道路での最高速度抑制による速度分布の変化(90km/h以下での走行)
	2008 61.4				2008 42.2~87.4	
	2009 66.6				2009 44.6~92.1	
	2010 71.8				2010 47.1~96.8	
	2011 77				2011 49.1~101	
	2012 80				2012 50.9~104	
○国民運動の展開(再掲:エコドライブ、公共交通機関の利用促進等に係るもの)						

具体的な対策	対策評価指標 (2008~2012年度見込み)	各主体ごとの対策	国の施策	地方公共団体が実施することが期待される施策例	対策効果					
					排出削減見込量	排出削減見込量の積算時に見込んだ前提※				
イ. 部門別(産業・民生・運輸等)の対策・施策										
D. 運輸部門の取組										
(b) 公共交通機関の利用促進等										
○公共交通機関の利用促進										
公共交通機関の利用促進	百万人(単位)	交通事業者:公共交通機関の整備、サービス・利便性向上 事業者:従業員や顧客等への公共交通機関の利用促進 国民:公共交通機関の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道新線整備の推進 ・LRT整備の推進 ・BRTの導入促進 ・ICカードの導入等情報化の推進、乗り継ぎ改善、シームレスな公共交通の実現等によるサービス・利便性向上を通じた公共交通機関の利用促進 ・地域公共交通活性化・再生総合事業の実施 ・公共交通機関利用促進に資する社会実験の実施・支援 ・省エネルギー法に基づく公共交通機関の利用促進 ・普及啓発 ・バス優先信号制御による公共車両優先システム(PTPS)等の整備の推進 	・公共交通機関の整備 ・サービス・利便性向上を通じた公共交通機関の利用促進 ・普及啓発	(万t-CO ₂)	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道新線整備等により改善効果が見込まれる公共交通機関の輸送人員のうち、一定割合が自家用乗用車から利用転換するものと想定して、各地域ごとに算定した数値を積算 ・100人以上の従業員を有する事業所におけるマイカー通勤者のうち、約1割が公共交通機関へ利用転換するものと想定 				
	2008 2,020				2008 213					
	2009 2,198				2009 255					
	2010 2,528				2010 375					
	2011 2,638				2011 397					
	2012 2,889				2012 452					
環境的に持続可能な交通(EST)の普及展開	—	交通事業者:公共交通機関の整備、サービス・利便性向上、輸送機関の環境負荷低減 事業者:従業員や顧客等への公共交通機関の利用促進 地方公共団体:公共交通機関の利用促進事業、交通基盤整備、違法駐車対策、バス専用レーンの設定等 利用者:自動車利用の自粛、公共交通機関・自転車の利用、徒步の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・EST推進地域への支援 ・EST推進に係る実施内容、評価手法等に関する情報提供 ・広報活動 	・地域における公共交通機関の利用促進事業等 ・環境負荷低減に資する交通基盤整備 ・環境醸成 ・普及啓発	(万t-CO ₂)	<ul style="list-style-type: none"> 「クリーンエネルギー自動車の普及促進」、「自動車交通需要の調整」、「公共交通機関の利用促進」等の内数 				
					2008 —					
					2009 —					
					2010 —					
					2011 —					
					2012 —					

具体的な対策	対策評価指標 (2008~2012年度見込み)	各主体ごとの対策	国の施策	地方公共団体が実施することが期待される施策例	対策効果					
					排出削減見込量	排出削減見込量の積算時に見込んだ前提※				
○エネルギー効率の良い鉄道・船舶・航空機の開発・導入促進										
鉄道のエネルギー消費効率の向上	エネルギー消費原単位	鉄道事業者: ・自主行動計画 ・省エネルギー法に基づく中長期計画の作成及び実施	・新規車両の導入に対する支援 ・省エネルギー法の鉄道事業者への適用	-	(万t-CO2)	・省エネ型車両の導入 <約75%>				
	2008 2.44				2008 37					
	2009 2.43				2009 41					
	2010 2.42				2010 44					
	2011 2.41				2011 48					
	2012 2.40				2012 51					
航空のエネルギー消費効率の向上	エネルギー消費原単位(L/人キロ)	航空事業者: ・自主行動計画 ・省エネルギー法に基づく中長期計画の作成及び実施	・新規機材の導入に対する支援 ・航空管制・着陸装置の高度化 ・エコエアポートの推進 ・省エネルギー法の航空事業者への適用	-	(万t-CO2)	・2010年度における国内航空輸送量 <1,019億人キロ>				
	2008 0.0520				2008 187					
	2009 0.0520				2009 189					
	2010 0.0519				2010 191					
	2011 0.0518				2011 194					
	2012 0.0517				2012 196					
イ. 部門別(産業・民生・運輸等)の対策・施策										
D. 運輸部門の取組										
(c) テレワーク等情報通信技術を活用した交通代替の推進										
テレワーク等情報通信を活用した交通代替の推進	テレワーク人口(万人)		「テレワーク人口倍増アクションプラン」(平成19年5月29日テレワーク推進に関する関係省庁連絡会議決定・IT戦略本部了承)に掲げられた36項目の着実な実施(内閣官房、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及びその他全府省)	-	(万t-CO2)	・テレワーク人口 <就業者数の20%、 約1,300万人相当(2010年)>				
	2008 約970				2008 約37.8					
	2009 約1140				2009 約43.9					
	2010 約1300				2010 約50.4					
	2011 約1460				2011 約56.5					
	2012 約1630				2012 約63					

具体的な対策	対策評価指標 (2008~2012年度見込み)	各主体ごとの対策	国の施策	地方公共団体が実施することが期待される施策例	対策効果					
					排出削減見込量	排出削減見込量の積算時に見込んだ前提※				
イ. 部門別(産業・民生・運輸等)の対策・施策										
D. 運輸部門の取組										
(d) 産業界における自主行動計画の推進・強化										
○産業界における自主行動計画の推進・強化(運輸部門の業種)					(万t-CO2)					
					2008	・自主行動計画において各業種が掲げた目標達成を見込む。				
					2009	・削減効果算定の対象は、○を付した14業種。				
					2010	1310※				
					2011	※他の省エネ施策と効果が重複。				
					2012					
国土交通省所管業種										
【業種(計画策定主体)】		【目標指標】		【基準年度】		【目標水準】				
日本船主協会		CO2排出原単位		1990年度		▲15%				
○ 全日本トラック協会		CO2排出原単位		1996年度		▲30%				
定期航空協会		CO2排出原単位		1990年度		▲12%				
○ 日本内航海運組合総連合会		CO2排出原単位		1990年度		▲3%				
○ 日本旅客船協会		エネルギー消費原単位		1990年度		▲3%				
○ 全国乗用自動車連合会		CO2排出量		1990年度		▲11%				
○ 日本バス協会		CO2排出原単位		1997年度		▲12%				
○ 日本民営鉄道協会		エネルギー消費原単位		1990年度		▲15%				
○ JR東日本		CO2排出量		1990年度		▲22%				
○ JR西日本		エネルギー消費原単位		1990年度		▲19%				
○ JR東海		エネルギー消費原単位		1995年度		▲6.2%				
○ 日本港運協会		CO2排出原単位		2005年度		▲6%				
○ JR貨物		エネルギー消費原単位		1995年度		▲2%				
○ JR九州		エネルギー消費原単位		1990年度		▲10%				
○ JR北海道		エネルギー消費原単位		1995年度		▲6.9%				
○ 全国通運連盟		CO2排出量		1998年度		▲11%				
○ JR四国		エネルギー消費原単位		1990年度		▲18.5%				

具体的な対策	対策評価指標 (2008~2012年度見込み)	各主体ごとの対策	国の施策	地方公共団体が実施することが期待される施策例	対策効果					
					排出削減見込量	排出削減見込量の積算時に見込んだ前提※				
イ. 部門別(産業・民生・運輸等)の対策・施策										
D. 運輸部門の取組 (e) 物流の効率化等										
○荷主と物流事業者の協働による省CO ₂ 化の推進										
○モーダルシフト、トラック輸送の効率化等の推進										
海運グリーン化総合対策	(海上輸送量(自動車での輸送が容易な貨物(雑貨)量)(億トンキロ))	海運事業者:省エネルギー法に基づく中長期計画の作成及び実施 荷主:海運事業者と連携し、内航海運を積極的に利用する	・スーパー エコシップ等新技術の普及促進施策の推進 ・規制の見直しによる海運活性化 ・省エネルギー法の荷主及び海運への適用 ・新規船舶・設備の導入への支援 ・「グリーン物流パートナーシップ会議」を通じた取組の促進 ・「流通業務総合効率化促進法」によるモーダルシフトの促進 ・船舶の燃費性能を評価する指標の活用による省エネ船舶の普及促進	-	(万t-CO ₂)	・船舶の対トラック比原単位<約14%>				
	2008 303				2008 102					
	2009 307				2009 114					
	2010 312				2010 126					
	2011 316				2011 136					
	2012 320				2012 148					
鉄道貨物へのモーダルシフト	トラックから鉄道コンテナに転換することで増加する鉄道コンテナ輸送トンキロ数(億トンキロ)	鉄道事業者:ITを活用した輸送力の有効活用 大型コンテナ輸送体制の整備による利用促進 E&S(着発線荷役方式)駅の整備による輸送効率の向上 省エネルギー法に基づく中長期計画の作成及び実施 輸送品質改善に向けた取組 利用運送事業者:大型コンテナ等の輸送機材の充実による利用促進 荷主:環境に優しい鉄道貨物輸送を積極的に利用する	・鉄道貨物輸送力増強事業 ・「グリーン物流パートナーシップ会議」を通じた取組の促進 ・輸送力増強に資する新型高性能車両の導入支援 ・鉄道事業者による輸送品質改善に向けた取組の支援 ・省エネルギー法の荷主及び鉄道貨物への適用 ・「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」によるモーダルシフトの促進 ・環境に優しい鉄道貨物輸送の認知度向上の推進(エコレールマークの普及、推進等)	・普及啓発	(万t-CO ₂)	・鉄道貨物輸送の対トラック比原単位<約8%>				
	2008 28				2008 70					
	2009 31				2009 78					
	2010 32				2010 80					
	2011 35				2011 88					
	2012 36				2012 90					

具体的な対策	対策評価指標 (2008~2012年度見込み)	各主体ごとの対策	国の施策	地方公共団体が実施することが期待される施策例	対策効果	
					排出削減見込量	排出削減見込量の積算時に見込んだ前提※
省エネに資する船舶の普及促進	累積導入隻数(隻)	内航海運事業者:新船建造時の省エネに資する船舶(スーパー・エコ・シップ[SES])の選択	・環境に優しく経済的な次世代内航船舶(SES)の普及支援施策	-	(万t-CO2)	・SES1隻当たりのCO2排出削減量<約285t-CO2> (2005年度実績より1隻当たりの平均値を算出)
	2008 19				2008 0.54	
	2009 26				2009 0.74	
	2010 33				2010 0.94	
	2011 40				2011 1.14	
	2012 47				2012 1.34	
	①車両総重量24t超25t以下の車両の保有台数(台)、②トレーラーの保有台数(台)、③営業率(%)、④積載効率(%)				(万t-CO2)	
トラック輸送の効率化	2008 ①120800, ②71100, ③87, ④44.6	運送事業者:車両の大型化、トレーラー化、トラック輸送の効率化の推進、省エネルギー法に基づく中長期計画の作成及び実施	・車両の大型化、トレーラー化を推進 ・車両の大型化に対応した道路整備 ・省エネルギー法の荷主及びトラック事業者等への適用 ・「グリーン物流パートナーシップ会議」を通じた取組の促進 ・エネルギー使用合理化事業者支援事業の実施	・普及促進 ・車両の大型化に対応した道路整備	2008 1,389	・25トン車導入に伴う燃料削減効果<約9,000L/台> ・トレーラー導入に伴う燃料削減効果<約24,000L/台> ・営業用貨物自動車の対自家用貨物自動車比原単位<約15%>
	2009 ①120800, ②71100, ③87, ④44.6				2009 1,389	
	2010 ①120800, ②71100, ③87, ④44.6				2010 1,389	
	2011 ①120800, ②71100, ③87, ④44.6				2011 1,389	
	2012 ①120800, ②71100, ③87, ④44.6				2012 1,389	
国際貨物の陸上輸送距離の削減	国際貨物の陸上輸送量(億トンキロ)	荷主、物流事業者:生産消費地からの距離が近い最適港湾の利用	・中枢・中核国際港湾における国際海上コンテナターミナルの整備 ・多目的国際ターミナルの拠点的整備 ・「グリーン物流パートナーシップ会議」を通じた取組の促進	-	(万t-CO2)	・国際貨物の陸上輸送距離の短縮
	2008 82.6				2008 236	
	2009 87.4				2009 249	
	2010 92.3				2010 262	
	2011 92.3				2011 262	
	2012 92.3				2012 262	
○グリーン経営認証制度の普及促進						

具体的な対策	対策評価指標 (2008~2012年度見込み)	各主体ごとの対策	国の施策	地方公共団体が実施することが期待される施策例	対策効果					
					排出削減見込量	排出削減見込量の積算時に見込んだ前提※				
イ. 部門別(産業・民生・運輸等)の対策・施策										
E. エネルギー転換部門の取組										
(a) 産業界における自主行動計画の推進・強化										
○産業界における自主行動計画の推進・強化(石油、ガス、特定規模電気事業者)					(万t-CO ₂)					
					2008					
					2009	・自主行動計画において各業種が掲げた目標達成を見込む。				
					2010	230				
					2011	・削減効果算定の対象は、○を付した3業種。				
					2012					
経済産業省所管業種										
【業種(計画策定主体)】		【目標指標】		【基準年度】		【目標水準】				
○ 石油連盟		エネルギー消費原単位		1990年度		▲13%				
○ 日本ガス協会		CO ₂ 排出量		1990年度		▲59%				
○ 特定規模電気事業者		CO ₂ 排出原単位		1990年度		▲86%				
		CO ₂ 排出原単位		2001年度		▲3%				
○電力分野の二酸化炭素排出原単位の低減										
原子力の推進等による電力分野における二酸化炭素排出原単位の低減	電気事業者の二酸化炭素排出原単位改善率:(電気事業連合会:環境行動計画目標)2008~2012年度における使用端二酸化炭素排出原単位を1990年度実績から平均で20%程度低減<0.34kg-CO ₂ /kWh程度までに低減>	(電気事業連合会) 以下の取組等による自主行動計画の目標値達成に向けた努力 ①科学的・合理的な運転管理の実現による原子力設備利用率の向上 ②火力発電の熱効率の更なる向上と環境特性に配慮した火力電源の運用方法の調整等 ③京都メカニズムの活用による京都議定書上のクレジット(排出削減量)の獲得	電力分野における二酸化炭素排出原単位の低減のため、以下の取組等を行う。 ・「電気事業における環境行動計画」(電気事業連合会)の目標値達成状況の評価・検証 ・安全の確保を大前提に、国民の理解を得つつ、官民相協力して原子力を推進 ・老朽石炭火力発電の天然ガス化転換費用の補助など火力発電の高効率化支援 ・京都メカニズムの活用に向けた支援 ・電気事業者が取得した京都メカニズムクレジットを、算定・報告・公表制度において電気事業者ごとの二酸化炭素排出係数に反映 ・電力負荷平準化対策を、蓄熱システムの普及促進等により引き続き推進	-	(万t-CO ₂)	需要家側における省エネルギー対策等の効果も含め、次の対策等を組み合わせることにより二酸化炭素排出原単位を1990年度実績から20%程度低減する。 ・原子力設備利用率の更なる向上 ・火力電源の運用調整等による二酸化炭素排出原単位の改善 ・京都メカニズムの活用による二酸化炭素排出原単位の改善				
	2008				2008					
	2009	2008~2012年度の5ヵ年の平均で0.34程度			2009					
	2010				2010	約1,400~1,500				
	2011				2011					
	2012				2012					

具体的な対策	対策評価指標 (2008~2012年度見込み)	各主体ごとの対策	国の施策	地方公共団体が実施することが期待される施策例	対策効果					
					排出削減見込量	排出削減見込量の積算時に見込んだ前提※				
イ. 部門別(産業・民生・運輸等)の対策・施策										
E. エネルギー転換部門の取組										
(b) エネルギー毎の対策										
○原子力発電の着実な推進										
○天然ガスの導入及び利用拡大										
○石油の効率的利用の促進										
○LPガスの効率的利用の促進										
○水素社会の実現										
イ. 部門別(産業・民生・運輸等)の対策・施策										
E. エネルギー転換部門の取組										
(c) 新エネルギー対策										
○新エネルギー等の導入促進										
新エネルギー対策の推進(バイオマス熱利用・太陽光発電等の利用拡大)	新エネ導入量 (万kI)	民間事業者:新エネルギーの積極的な使用、新エネルギー設備の効率向上等の技術開発 電力事業者:RPS法に基づく利用目標量の達成 消費者:新エネルギーの積極的な使用	<ul style="list-style-type: none"> ・実証段階・導入段階及び技術開発における支援事業の一層の強化と、効率的執行の推進 ・RPS法の着実な執行による導入支援 ・グリーン電力証書等の民間の自主的取組の促進 ・各種規制等(自然公園規制を含む土地利用規制等)との円滑な調整 ・地域における地産地消型の新エネルギー導入の取組への評価と、先進的事例紹介によるベストプラクティスの共有 ・分散型新エネルギーのネットワーク構築等 ・未利用エネルギーの有効利用(新エネルギー分野) ・バイオエタノール燃料の利用設備導入・実証に係る補助 ・地方公共団体による新エネルギー利用設備の率先導入に係る補助 ・バイオ燃料関連税制の創設 ・バイオ燃料の原料生産者である農林漁業者とバイオ燃料製造業者の連携した取組を支援 ・バイオ燃料の品質を確保するための制度の整備 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・新エネルギー導入の総合的計画策定、実施、評価の推進 ・公共施設等における導入促進 ・新エネルギーの導入支援 ・グリーン購入法に基づく率先導入の推進 	(万t-CO ₂)	<ul style="list-style-type: none"> ◆1,560万kIの新エネ導入 ・太陽光発電の利用:73万kI ・風力発電の利用:101万kI ・廃棄物発電・バイオマス発電の利用:449万kI ・バイオマス熱利用:282万kI ・その他:655万kI <ul style="list-style-type: none"> ◆1,910万kIの新エネ導入 ・太陽光発電の利用:118万kI ・風力発電の利用:134万kI ・廃棄物発電・バイオマス発電の利用:586万kI ・バイオマス熱利用:308万kI(輸送用燃料におけるバイオ燃料(50万kI)を含む) ・その他:764万kI <p>※これらの内訳は、一応の目安</p>				
	2008				2008					
	2009				2009					
	2010	1560-1910			2010	3800-4730				
	2011	2011								
	2012	2012								

具体的な対策	対策評価指標 (2008~2012年度見込み)	各主体ごとの対策	国の施策	地方公共団体が実施することが期待される施策例	対策効果																															
					排出削減見込量	排出削減見込量の積算時に見込んだ前提※																														
コジェネレーション・燃料電池の導入促進	コジェネ、燃料電池の累積導入量(万kW)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>コジェネ</th> <th>燃料電池</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2008</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2009</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2010</td> <td>498-503</td> <td>1.97-10</td> </tr> <tr> <td>2011</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2012</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		コジェネ	燃料電池	2008			2009			2010	498-503	1.97-10	2011			2012			<p>製造事業者:天然ガスコージネ、燃料電池の技術開発</p> <p>販売事業者:天然ガスコージネ・燃料電池の販売、消費者への情報提供</p> <p>消費者:燃料電池、天然ガスコージネの積極的導入</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・天然ガスコージネ、燃料電池に係る研究開発 ・天然ガスコージネ、燃料電池の導入に係る補助制度 ・燃料電池の導入に係る補助(地方公共団体、地域協議会) ・グリーン購入法に基づく率先導入の推進 	(万t-CO2)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>コジェネ・燃料電池</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2008</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2009</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2010</td> <td>1400-1430</td> </tr> <tr> <td>2011</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2012</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		コジェネ・燃料電池	2008		2009		2010	1400-1430	2011		2012	
	コジェネ	燃料電池																																		
2008																																				
2009																																				
2010	498-503	1.97-10																																		
2011																																				
2012																																				
	コジェネ・燃料電池																																			
2008																																				
2009																																				
2010	1400-1430																																			
2011																																				
2012																																				
○バイオマス利用の推進																																				
バイオマスの利活用の推進(バイオマстаウンの構築)	バイオマстаウン数	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>農林漁業者、事業者等:バイオマス資源の積極的な活用 地域住民:バイオマス資源の収集・利用への積極的な協力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2008</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2009</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2010</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>2011</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2012</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		農林漁業者、事業者等:バイオマス資源の積極的な活用 地域住民:バイオマス資源の収集・利用への積極的な協力	2008		2009		2010	300	2011		2012		<ul style="list-style-type: none"> ・バイオマстаウン構想の推進 ・地域のバイオマス利活用の取組に対して、計画策定支援、施設整備、技術開発、情報提供 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・バイオマстаウン構想の策定と推進 ・地域のバイオマスの生産、収集・輸送、変換、利用のシステム構築 	(万t-CO2)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2008</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2009</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2010</td> <td>約100(「新エネルギー対策」の一部を含む)</td> </tr> <tr> <td>2011</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2012</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		2008	2009		2010	約100(「新エネルギー対策」の一部を含む)	2011		2012									
	農林漁業者、事業者等:バイオマス資源の積極的な活用 地域住民:バイオマス資源の収集・利用への積極的な協力																																			
2008																																				
2009																																				
2010	300																																			
2011																																				
2012																																				
	2008																																			
2009																																				
2010	約100(「新エネルギー対策」の一部を含む)																																			
2011																																				
2012																																				
○上下水道・廃棄物処理における取組(再掲)																																				

別表2 非エネルギー起源二酸化炭素に関する対策・施策の一覧

※個々の対策効果の排出削減量見込みを試算するに際し、対策評価指標以外の想定した要因とその計画策定時における見込み

具体的な対策	対策評価指標 (2008~2012年度見込 み)	各主体ごとの対策	国の施策	地方公共団体 が実施することが 期待される施策例	対策効果	
					排出削減見込量	排出削減見込量の積算時に 見込んだ前提※
○混合セメントの利用の拡大						
混合セメントの利 用拡大	混合セメント利用率(%)	製造事業者:混合セメント の供給、消費者への情報 提供	グリーン購入法に基づく率 先導人の推進	グリーン購入法に基づく率 先導人の推進	(万t-CO2)	
	2008 21.9				2008 76	2010年度セメント生産見通し <68,660千t> ・普通セメント<51,633千t> ・混合セメント<17,027千t> ・石灰石1トン当たりCO2排出量<415kg-CO2/t-石灰石>
	2009 23.4				2009 95	
	2010 24.8				2010 112	
	2011 24.8				2011 112	
	2012 24.8				2012 112	

具体的な対策	対策評価指標 (2008~2012年度見込み)	各主体ごとの対策	国の施策	地方公共団体 が実施することが 期待される施策例	対策効果	
					排出削減見込量	排出削減見込量の積算時に 見込んだ前提※
○廃棄物の焼却に由来する二酸化炭素排出削減対策の推進						
廃棄物の焼却に 由来する二酸化 炭素排出削減対 策の推進	-	<p>事業者： 製造・販売される製品等の耐久性の向上及び修理体制の充実、廃棄物となつた製品等の自主的な引取り・引渡し・再生利用の推進、容器包装リサイクル法に基づく再商品化の実施、平成19年3月に見直しを行った経団連環境自主行動計画[循環型社会形成編]に基づく3Rの一層の推進 等</p> <p>一般廃棄物(プラスチック) の焼却量 <約4,400千t></p> <p>産業廃棄物(廃プラスチック類) の焼却量 <約2,000千t></p> <p>産業廃棄物(廃油) の焼却量 <約2,300千t></p> <p>消費者： 製品等の購入時及び使用時における配慮(再生品の使用、製品等の長期間の使用等)、製品等の処分時における配慮(廃棄物となつた製品等の事業者への引渡し・市町村の行う分別回収への協力等)、ごみ有料化等を通じた発生抑制への取組、分別排出の徹底等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 循環型社会形成推進基本法に基づく循環型社会形成推進基本計画に定める目標(2003.3~)の達成に向けた取組 廃棄物処理法に基づく廃棄物減量化目標(2001.5~)の達成に向けた取組 全国産業廃棄物連合会環境自主行動計画の推進に係る情報提供等 市町村が行う廃棄物リサイクル施設整備等の事業を支援 個別リサイクル法(容器包装リサイクル法等)に基づく措置の実施や評価、検討 グリーン購入法に基づく率先導入の推進 市町村における分別収集や有料化に係るガイドラインの普及、3Rに関する普及啓発 等 	(万t-CO2)		
					2008	
					2009	
					2010	580
					2011	
					2012	
○国民運動の展開（再掲：3Rの推進等に係るもの）						

別表3 メタン、一酸化二窒素に関する対策・施策の一覧

※個々の対策効果の排出削減量見込みを試算するに際し、対策評価指標以外の想定した要因とその計画策定時における見込み

具体的な対策	対策評価指標 (2008~2012年度見込 み)	各主体ごとの対策	国の施策	地方公共団体 が実施することが 期待される施策 例	対策効果					
					排出削減見込量	排出削減見込量の積算時に 見込んだ前提※				
ア. メタン										
○廃棄物の最終処分量の削減等										
廃棄物の最終処分量の削減等	-	事業者：製造・販売される製品等の耐久性の向上及び修理体制の充実、廃棄物となった製品等の自主的な引取り・引渡し・再生利用の推進、平成19年3月に見直しを行った経団連環境自主行動計画[循環型社会形成編]に基づく有機性廃棄物の直接埋立の抑制 産業廃棄物処理業者：全国産業廃棄物連合会環境自主行動計画に基づき対策を実施(生分解性産業廃棄物の最終処分量削減等) 消費者：製品等の購入時及び使用時における配慮(再生品の使用・製品等の長期間の使用等)、製品等の処分時における配慮(廃棄物となった製品等の事業者への引渡し・市町村の行う分別回収への協力等)等 廃棄物の流れに即した各段階での総合的な対策の実施(不法投棄撲滅アクションプラン)	・循環型社会形成推進基本法に基づく循環型社会形成推進基本計画に定める目標(2003.3～)の達成に向けた取組 ・全国産業廃棄物連合会環境自主行動計画の推進に係る情報提供等 ・廃棄物処理法に基づく廃棄物減量化目標(2001.5～)の達成に向けた取組 ・市町村が行う廃棄物リサイクル施設整備等の事業を支援 ・個別リサイクル法(容器包装リサイクル法等)に基づく措置の実施や評価、検討 ・市町村における分別収集や有料化に係るガイドラインの普及、3Rに関する普及啓発 ・グリーン購入法に基づく率先導入の推進 ・身近な散乱ごみ対策の強化、受け皿の確保、優良処理業者の育成 等	(万t-CO ₂)						
	一般廃棄物(食物くず・紙くず・繊維くず・木くず)の最終処分量 <約310千t>				2008	埋立量1トン当たりのCH ₄ 排出量(kg-CH ₄ /t) ・厨芥類:143 ・紙類、繊維類:140 ・木くず:136				
	産業廃棄物(家畜死体・動植物性残渣(さ)・紙くず・繊維くず・木くず)の最終処分量 <約120千t>				2009	一般廃棄物焼却量<約33,300千t> 焼却量1トン当たりのCH ₄ 排出量(g-CH ₄ /t) ・全連続炉:7.3 ・准連続炉:68 ・バッチ炉:73				
	焼却炉種類別の割合 <全連続炉:85%、准連続炉:11%、バッチ炉:4%>				2010 50					
	産業廃棄物の不法投棄対策 <早期発見により、産業廃棄物の大規模不法投棄事業(5000トンを超えるもの)をゼロにする>				2011					
					2012					

具体的な対策	対策評価指標 (2008~2012年度見込み)	各主体ごとの対策	国の施策	地方公共団体 が実施することが 期待される施策 例	対策効果					
					排出削減見込量	排出削減見込量の積算時に 見込んだ前提※				
○水田の有機物管理・水管理の見直し										
○施肥量の適正化・低減										
環境保全型農業 の推進による施肥 量の適正化・低減	①有機物管理割合(%) 〔現行 稲わら:たい肥:無施用=60:20:20〕 ②化学肥料需要量 〔2005年度実績471千tN〕	試験研究機関 新たなメタン発生抑制技術 の確立・実証	[稻作(水田)から発生するメタン の排出削減対策] ①土壤由来温室効果ガス発生 抑制システム構築事業 ・稻わらすき込みからたい肥施 用への転換促進の支援 ・新たに開発されたメタン抑制技 術の確立・実証及び普及啓発の 支援 ・IPCCガイドラインに基づく温 室効果ガス算定の基礎データ収集 の支援 ②稻作の温室効果ガス排出量 算定方法の見直し	都道府県 施肥基準の見直 しと連携し、農業環 境規範の普及・推 進等の施策の推進	(万t-CO2)	間断かんがい水田における有機物管理をメ タン排出係数の高い稻わらすき込みから生産 力維持しながらメタン発生を抑えることのでき るたい肥施用への転換を想定。				
	2008 ①56:24:20 ②469千tN				2008	6.3				
	2009 ①52:28:20 ②467千tN				2009	12.1				
	2010 ①48:32:20 ②465千tN				2010	18.1				
	2011 ①44:36:20 ②463千tN				2011	24.1				
	2012 ①40:40:20 ②461千tN				2012	30.0				
イ. 一酸化二窒素										
○アジピン酸製造過程における一酸化二窒素分解装置の設置										
アジピン酸製造過 程における一酸化 二窒素分解装置 の設置	事業所(単位)	製造事業者:一酸化二窒 素分解装置の導入(導入 済み)	—	—	(万t-CO2)	・アジピン酸生産量<12万t> ・N2O発生率<282kg-N2O/t> ・N2O分解率<99.9%>				
	2008 1				2008	約985				
	2009 1				2009	約985				
	2010 1				2010	約985				
	2011 1				2011	約985				
	2012 1				2012	約985				

具体的な対策	対策評価指標 (2008~2012年度見込み)	各主体ごとの対策	国の施策	地方公共団体が実施することが期待される施策例	対策効果																	
					排出削減見込量	排出削減見込量の積算時に見込んだ前提※																
○下水汚泥焼却施設における燃焼の高度化																						
下水汚泥焼却施設における燃焼の高度化	(%) (上段:下水汚泥高温焼却率、下段:産廃)	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体:下水道事業の事業主体として、下水汚泥の燃焼の高度化を実施 ・産業廃棄物処理業者:全国産業廃棄物連合会環境自主行動計画の推進に係る情報提供等 	<ul style="list-style-type: none"> ・下水汚泥の燃焼の高度化について基準化 ・全国産業廃棄物連合会環境自主行動計画の推進に係る情報提供等 	<p>(万t-CO₂) (上段:下水道事業者、下段:産廃処理業者(全産廃連))</p> <table border="1"> <tr> <td>2008</td><td>91</td><td>-</td></tr> <tr> <td>2009</td><td>108</td><td>-</td></tr> <tr> <td>2010</td><td>126</td><td>64.8の内数</td></tr> <tr> <td>2011</td><td>127</td><td>-</td></tr> <tr> <td>2012</td><td>129</td><td>-</td></tr> </table>	2008	91	-	2009	108	-	2010	126	64.8の内数	2011	127	-	2012	129	-	<p>下水汚泥の高分子流動炉における焼却量1トン当たりのN₂O排出量(g-N₂O/t)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常焼却:1,508 ・高温焼却:645 		
2008	91	-																				
2009	108	-																				
2010	126	64.8の内数																				
2011	127	-																				
2012	129	-																				
○一般廃棄物焼却施設における燃焼の高度化等																						
一般廃棄物焼却施設における燃焼の高度化	焼却炉種類別の割合	<p>事業者:製造・販売される製品等の耐久性の向上及び修理体制の充実、廃棄物となった製品等の自動的な引取り・引渡し・再生利用の推進等</p> <p>消費者:製品等の購入時及び使用時ににおける配慮(再生品の使用・製品等の長期間の使用等)、製品等の処分時における配慮(廃棄物となった製品等の事業者への引渡し・市町村の行う分別回収への協力等)等</p> <p>全連続炉:85%、准連続炉:11%、バッチ炉:4%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が行う廃棄物リサイクル施設整備等の事業を支援 ・ごみ処理の広域化による全連続炉の焼却施設設置の推進 ・廃棄物の焼却施設に係る構造基準・維持管理基準の強化・施行(2001.3~) ・循環型社会形成推進基本法に基づく循環型社会形成推進基本計画に定める目標(2003.3~)の達成に向けた取組 ・廃棄物処理法に基づく廃棄物減量化目標(2001.5~)の達成に向けた取組 ・個別リサイクル法(容器包装リサイクル法等)に基づく措置の実施や評価、検討 ・市町村における分別収集や有料化に係るガイドラインの普及、3Rに関する普及啓発 ・グリーン購入法に基づく率先導入の推進等 	<p>(万t-CO₂)</p> <table border="1"> <tr> <td>2008</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>2009</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>2010</td><td>20</td><td></td></tr> <tr> <td>2011</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>2012</td><td></td><td></td></tr> </table>	2008			2009			2010	20		2011			2012			<p>一般廃棄物焼却量<約33,300千t></p> <p>焼却量1トン当たりのN₂O排出量(g-N₂O/t)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全連続炉:52 ・准連続炉:53 ・バッチ炉:64 		
2008																						
2009																						
2010	20																					
2011																						
2012																						
○水田の有機物管理・水管理の見直し(再掲)																						
○施肥量の適正化・低減(再掲)																						

別表4 代替フロン等3ガスに関する対策・施策の一覧

※個々の対策効果の排出削減量見込みを試算するに際し、対策評価指標以外の想定した要因とその計画策定期における見込み

具体的な対策	対策評価指標 (2008~2012年度見込み)	各主体ごとの対策	国の施策	地方公共団体が実施することが期待される施策例	対策効果																				
					排出削減見込量	排出削減見込量の積算時に見込んだ前提※																			
○産業界の計画的な取組の促進 ○代替物質の開発等及び代替製品の利用の促進																									
産業界の計画的な取組の促進	自主行動計画において各業界団体が掲げた目標・見通しの達成	自主行動計画策定団体(8業種22団体)： 自主行動計画の遵守	・産業構造審議会化学・バイオ部会地球温暖化防止対策小委員会における評価・検証の実施 ・代替フロン等3ガス排出抑制に資する設備導入への補助 等	・事業者の取組の支援	(万t-CO2) 2008 約6,410																				
エアゾール等のノンフロン化	エアゾール製品のHFC出荷量(t) <table border="1"> <tr><td>2008</td><td>1,857</td></tr> <tr><td>2009</td><td>1,900</td></tr> <tr><td>2010</td><td>1,948</td></tr> <tr><td>2011</td><td>1,998</td></tr> <tr><td>2012</td><td>2,050</td></tr> </table> MDI用途のHFC使用見込量(t) <table border="1"> <tr><td>2008</td><td>142</td></tr> <tr><td>2009</td><td>160</td></tr> <tr><td>2010</td><td>180</td></tr> <tr><td>2011</td><td>180</td></tr> <tr><td>2012</td><td>180</td></tr> </table>	2008	1,857	2009	1,900	2010	1,948	2011	1,998	2012	2,050	2008	142	2009	160	2010	180	2011	180	2012	180			2009 約6,400	
2008	1,857																								
2009	1,900																								
2010	1,948																								
2011	1,998																								
2012	2,050																								
2008	142																								
2009	160																								
2010	180																								
2011	180																								
2012	180																								

具体的な対策	対策評価指標 (2008~2012年度見込み)		各主体ごとの対策	国の施策	地方公共団体が実施することが期待される施策例	対策効果	
						排出削減見込量	排出削減見込量の積算時に見込んだ前提※
代替物質の開発等及び代替製品の利用の促進	発泡・断熱材のノンフロン化	ウレタンフォームのHFC-134a使用見込量(t)	代替フロン等3ガス製造事業者:代替物質等の開発 代替フロン等3ガス使用製品製造事業者:代替製品の開発、販売、消費者への情報提供 代替フロン等3ガス使用製品等使用事業者、消費者:代替製品の選択	・代替物質等の技術開発等支援 ・グリーン購入法に基づく率先導入の推進 ・代替製品に係る普及啓発 ・日本工業規格におけるノンフロン断熱材規格の追加(平成18年度) ・公共建築工事標準仕様書等におけるノンフロン断熱材使用の規定化(平成18年度) ・エコ住宅普及促進事業や住宅の省エネ改修促進税制によるノンフロン断熱材の使用促進	・代替製品の調達促進 ・代替製品に係る普及啓発 ・グリーン購入法に基づく率先導入の推進	2010 約6,440	補助による追加回収処理分(破壊炉の導入によるPFC及びSF6の破壊)として約120万t-CO2の削減(2008~2012年平均)を見込む
		押出発泡ポリスチレンのHFC使用見込量(t)				2011 約6,410	
		高発泡ポリエチレンのHFC使用見込量(t)				2012 約6,380	
		フェノールフォームのHFC使用見込量(t)					
		SF6ガス使用見込量(t)					
液体PFC等の代替化と適正処理	SF6フリーマグネシウム合金技術の開発・普及	マグネシウム合金製造事業者:SF6を用いないマグネシウム合金技術の開発・普及	マグネシウム使用事業者(自動車部品、電子・電気機器製造事業者等):SF6を使わない技術で製造されたマグネシウム合金の使用	・SF6を保護ガスとして用いないマグネシウム合金技術の開発に対する支援		(万t-CO2)	・適正に廃棄される液体PFC等の量<約3.7ton(2010年)>
		2008 39				2008 0	
		2009 40				2009 3	
		2010 9				2010 3	・液体PFC等の地球温暖化係数<7,400(PFC-51-14)>
		2011 9				2011 3	
		2012 9				2012 3	

具体的な対策	対策評価指標 (2008~2012年度見込み)	各主体ごとの対策	国の施策	地方公共団体が実施することが期待される施策例	対策効果	
					排出削減見込量	排出削減見込量の積算時に見込んだ前提※
○冷媒として機器に充填されたHFCの法律に基づく回収等						
冷媒として機器に充填されたHFCの法律に基づく回収等	【自動車廃棄時のカーエアコンからのHFC回収見込量】 2010年度において117万t-CO ₂	国民: フロン類の確実な回収及び破壊への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・法律の適切な実施・運用 ・普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・法律の適切な実施・運用 ・普及啓発 	(万t-CO ₂)	
	【業務用冷凍空調機器の冷媒の回収率】 2010年度において60%				2008	約363
	【家電製品からのHFCの回収見込量】 2010年度において8.7万t-CO ₂				2009	約444
	2008				2010	約526
	2009				2011	約604
	2010				2012	約681
	2011					
	2012					

別表5 温室効果ガス吸収源対策・施策の一覧

※個々の対策効果の吸収量見込みを試算するに際し、対策評価指標以外の想定した要因とその計画策定期における見込み

具体的な対策	対策評価指標 (2008～2012年度見 込み)	各主体ごとの 対策	国の施策	地方公共団体 が実施する ことが期待 される施策例	対策効果		
					排出削減見込量	排出削減見込量の積算時に 見込んだ前提※	
①森林吸収源対策							
森林・林業対策 の推進による温 室効果ガス吸 収源対策の推 進	森林整備面積 (万ha／年)				(万t-CO ₂ ／年)	積算時に見込んだ前提	
	2008					① 京都議定書における森林吸収量の算入 対象森林	
	2009					・育成林：森林を適切な状態に保つために 1990年以降に行われる森林施業（更新（地拵 （こしら）え、地表かきおこし、植栽等）、保育 (下刈、除伐)、間伐、主伐）が行われている森 林	
	2010	78		・2007年度から2012年度の6年間で、毎年20万haの追加的な森林整備の実施。 ・間伐等の森林整備等の加速化のための支援策を推進することとし、横断的施策の検討状況等も踏まえつつ、新たに森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の制定や、2007度から6年 間で330万haの間伐の実施等を目標とする「美しい森林づくり推進国民運動」を幅広い国民の理解 と協力の下に展開するなど、森林・林業基本計画の目標達成に必要な森林整備、木材供給、木材 の有効利用等を官民一体となって着実かつ総合的に推進する。	4,767	・天然生林：法令等に基づく伐採、転用規制 等の保護・保全措置が講じられている森林 ② 森林吸収量の算入対象森林面積 ・これまでの森林整備の水準で推移した場 合、森林経営の対象となると見込まれる育成 林：675万ha ・保安林面積の拡大に最大限努力した場合、 森林経営の対象となると見込まれる天然生 林：660万ha ③ 森林吸収量の平均（主要樹種の成長量 データ等から推計） ・育成林の平均吸収量：1.35t-C/ha ・天然生林の平均吸収量：0.42t-C/ha ④ 追加で必要となる森林整備面積 ・2007年度～2012年度の6年間に、毎年20万 haの間伐等の追加的な森林整備の実施	
	2011						
	2012						

具体的な対策	対策評価指標 (2008~2012年度見込み)	各主体ごとの対策	国の施策	地方公共団体が実施することが期待される施策例	対策効果	
					排出削減見込量	排出削減見込量の積算時に見込んだ前提※
健全な森林の整備		国、地方公共団体等:森林・林業基本計画の目標達成に向けて必要な森林整備を推進 地方公共団体、林業関係者、NPO等:管理不十分な森林の整備を着実かつ効率的に実施	・新たな法制度等による追加的な間伐等の森林整備対策 ・必要な間伐の実施、育成複層林施業、長伐期施業等適切な森林整備の推進 ・造林未済地の更新状況の調査等を通じた造林未済地の解消 ・広葉樹林の適切な整備や針広混交林化の推進 ・奥地水源林等における未立木地の解消、荒廃した里山林等の再生 ・効果的な路網の組合せ等による低コスト化、自然環境の保全に配慮した路網の整備 ・意欲ある担い手への施業・経営の委託等の推進、公的主体による整備の推進 ・森林整備を担う基幹的な森林・林業の担い手を育成・確保する取組の推進	・森林・林業基本法(森林・林業基本計画)及び地球温暖化対策推進法等の基本理念にのつり、森林及び林業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、区域の自然的経済的・社会的諸条件に応じた施策を推進		積算時に見込んだ前提 ① 京都議定書における森林吸収量の算入対象森林 ・育成林:森林を適切な状態に保つために1990年以降に行われる森林施業(更新(地掻え、地表かきおこし、植栽等)、保育(下刈、除伐)、間伐、主伐)が行われている森林 ・天然生林:法令等に基づく伐採、転用規制等の保護・保全措置が講じられている森林 ② 森林吸収量の算入対象森林面積 ・これまでの森林整備の水準で推移した場合、森林経営の対象となると見込まれる育成林:675万ha ・保安林面積の拡大に最大限努力した場合、森林経営の対象となると見込まれる天然生林:660万ha ③ 森林吸収量の平均(主要樹種の成長量データ等から推計) ・育成林の平均吸収量:1.35t-C/ha ・天然生林の平均吸収量:0.42t-C/ha ④ 追加で必要となる森林整備面積 ・2007年度~2012年度の6年間に、毎年20万haの間伐等の追加的な森林整備の実施
保安林等の適切な管理・保全		国、地方公共団体等:治山施設の整備や保安林の保全対策の適切な実施等	・保安林制度による規制の適正な運用、保安林の計画的指定、保護林制度等による適切な保全管理やNPO等と連携した自然植生の保全・回復対策の推進 ・流域の特性に応じた治山施設の整備の推進 ・森林病害虫等被害の防止、林野火災予防対策の推進 ・自然公園や自然環境保全地域の拡充及び同地域内の保全管理の強化			
国民参加の森林づくり等の推進		国、地方公共団体、事業者、NPO等:普及啓発、森林ボランティア活動、森林環境教育、森林の多様な利用等を推進	・植樹祭等のイベント等を通じた普及啓発の推進 ・「美しい森林づくり推進国民運動」の展開等を通じて、企業等による森林づくりの参加促進を始めとする、より広範な主体による森林づくり活動の推進 ・森林ボランティア等の技術向上や安全体制の整備 ・森林環境教育の推進 ・国立公園等における森林を含めた動植物の保護等を行うグリーンワーカー事業の推進			
木材・木質バイオマス利用		国、地方公共団体、事業者、NPO等:木材利用に関する普及啓発、木材産業の構造改革等を通じた住宅や公共部門等への木材の利用拡大、木質資源の利用の多角化を推進	・地域材を利用したモデル的な施設整備等による住宅や公共施設等への地域材利用の推進 ・木材利用に関する環境教育の充実等による地域材の実需拡大を図るために消費者対策の推進 ・情報化等を通じて、消費者ニーズに対応できる川上から川下まで連携した生産・流通・加工体制の整備 ・林地残材の効率的かつ低成本な収集・運搬システムの確立とエネルギー・や製品としての利用の推進 ・林産物の新たな利用技術、木質新素材等の開発、実用化 ・木質浄化や調湿等に利用する新用途木炭等の普及・啓発、利用の推進			

具体的な対策	対策評価指標 (2008~2012年度見込み)	各主体ごとの対策	国の施策	地方公共団体が実施することが期待される施策例	対策効果	
					排出削減見込量	排出削減見込量の積算時に見込んだ前提※
②都市緑化等の推進						
都市緑化等の推進	都市公園、道路緑地、河川緑地、港湾緑地、下水処理施設内の緑地、公的賃貸住宅地内の緑地、官公庁施設敷地内の緑地、緑化施設整備計画認定緑地について第1約束期間内の整備面積(千ha)	<p>国、地方公共団体: 公共公益施設等における緑化の推進、緑の創出に関する普及啓発、幅広い主体による緑化の推進</p> <p>市民、企業、NPO等: 多様な土地・施設等における緑化活動等への主体的参画</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「緑の政策大綱」等に基づく都市公園の整備、道路、河川・砂防、港湾、下水処理施設、公的賃貸住宅、官公庁施設等における緑化、建物の屋上等の新たな緑化空間の創出の推進 都市緑化等における吸収量の算定方法の精査・検討、報告・検証体制の整備 緑の創出に関する普及啓発と、市民、企業、NPO等の幅広い主体による緑化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 「緑の基本計画」等に基づく都市公園の整備、道路、河川・砂防、港湾、下水処理施設、公的賃貸住宅、官公庁施設等における緑化の推進、新たな緑化空間の創出等の推進 都市緑化等における吸収量の算定や報告・検証等に資する情報の提供 緑の創出に関する普及啓発と、市民、企業、NPO等の幅広い主体による緑化の推進 	(万t-CO ₂)	
	2008 約71				2008 約70	
	2009 約74				2009 約72	
	2010 約76				2010 約74	
	2011 約78				2011 約77	
	2012 約81				2012 約79	

別表6 横断的施策

※個々の対策効果の排出削減量見込みを試算するに際し、対策評価指標以外の想定した要因とその計画策定時における見込み

具体的な対策	対策評価指標 (2008～2012年度見込み)	各主体ごとの対策	国の施策	地方公共団体が実施されることが期待される施策例	対策効果	
					排出削減見込量	排出削減見込量の積算時に見込んだ前提※
○地球温暖化対策推進法の改正による温暖化対策の推進						
地球温暖化対策推進法の改正による温暖化対策の推進	地方公共団体実行計画の策定率(%) (※1)	国・地方公共団体・事業者・国民による、法に規定された取組	法改正により、 ○地方公共団体実行計画の強化、 ○排出抑制等指針の策定、 ○温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の拡充などの措置を導入し、的確に運用する。	都道府県並びに指定都市、中核市及び特例市は、地方公共団体実行計画において、区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を定める。	(万t-CO ₂) (※2)	
	2008				2008	—
	2009				2009	—
	2010	100%			2010	—
	2011				2011	—
	2012				2012	—

※1:都道府県並びに指定都市、中核市及び特例市

※2:本対策は、別表1から別表5までに掲げられた各種対策を後押しするもの。